

森林土木専門工事共通仕様書

(平成26年8月)

岡山県

目 次

第1編 共通編	1-1-1
第1章 総 則	1-1-1
第1節 総 則	1-1-1
1-1-1 総 則	1-1-1
1-1-2 適 用	1-1-1
第2章 材 料	1-2-1
第1節 適 用	1-2-1
2-1-1 適 用	1-2-1
第2節 土木工事材料（石材）	1-2-1
2-2-1 一般事項	1-2-1
2-2-2 角石、切石	1-2-1
2-2-3 板 石	1-2-1
2-2-4 間知石	1-2-1
2-2-5 雑間知石	1-2-1
2-2-6 野面石	1-2-1
第3節 土木工事材料（その他砂利、砂、碎石類）	1-2-1
2-3-1 一般事項	1-2-1
2-3-2 砂	1-2-2
2-3-3 砂 利	1-2-2
2-3-4 再生碎石	1-2-2
2-3-5 切込砂利	1-2-2
2-3-6 切込碎石（クラッシュラン）	1-2-2
第4節 土木工事材料（緑化材料）	1-2-2
2-4-1 一般事項	1-2-2
2-4-2 芝及びそだ類	1-2-2
2-4-3 目 串	1-2-2
2-4-4 土壌等	1-2-2
2-4-5 種 子	1-2-3
2-4-6 稲わら	1-2-3
2-4-7 肥料等	1-2-3
2-4-8 萱及び雑草木株	1-2-3
2-4-9 苗 木	1-2-3
2-4-10 植生養生材及び水	1-2-3
2-4-11 二次製品の緑化材料	1-2-4
第5節 土木工事材料（木材）	1-2-4
2-5-1 木 材	1-2-4
2-5-2 根株・末木枝条	1-2-4

第6節 土木工事材料（その他）	1-2-5
2-6-1 路盤紙	1-2-5
第3章 共通施工	1-3-1
第1節 総則	1-3-1
第2節 適用すべき諸基準	1-3-1
第3節 土工	1-3-1
3-3-1 適用	1-3-1
3-3-2 一般事項	1-3-2
3-3-3 掘削工	1-3-2
3-3-4 伐開・除根等	1-3-2
3-3-5 盛土工	1-3-3
3-3-6 残土処理工	1-3-3
3-3-7 作業土工（床掘り・埋戻し）	1-3-4
第4節 無筋・鉄筋コンクリート	1-3-4
3-4-1 適用	1-3-4
3-4-2 マスコンクリート	1-3-4
3-4-3 モルタル	1-3-4
第5節 基礎工	1-3-4
3-5-1 適用	1-3-4
3-5-2 基礎地盤	1-3-4
3-5-3 切込砂利及び栗石基工	1-3-5
3-5-4 フーチング基礎工	1-3-5
3-5-5 置換基礎工	1-3-5
3-5-6 胴木基礎工	1-3-5
3-5-7 木杭	1-3-6
第6節 石・ブロック積（張）工	1-3-6
3-6-1 適用	1-3-6
3-6-2 石積（張）工	1-3-6
3-6-3 コンクリートブロック積（張）工	1-3-7
第7節 鉄線かご工	1-3-8
3-7-1 適用	1-3-8
3-7-2 一般事項	1-3-8
第8節 簡易鋼製土留壁工	1-3-8
3-8-1 一般事項	1-3-8
第9節 矢板工	1-3-8
3-9-1 適用	1-3-8
3-9-2 一般事項	1-3-8
3-9-3 鋼矢板工	1-3-9
3-9-4 コンクリート矢板工	1-3-9

3-9-5	木矢板工	1-3-9
第10節	管きょ工	1-3-10
3-10-1	一般事項	1-3-10
3-10-2	管の布設	1-3-10
第11節	水路工	1-3-10
3-11-1	一般事項	1-3-10
3-11-2	鋼製及びコンクリート二次製品水路工	1-3-11
3-11-3	集水ます工	1-3-11
第12節	枠工	1-3-11
3-12-1	鉄筋コンクリート方格枠、片法枠工等	1-3-11
3-12-2	鋼製枠工	1-3-12
第13節	鋼製柵工	1-3-12
3-13-1	鋼製柵工	1-3-12
第14節	柵工	1-3-12
3-14-1	一般事項	1-3-12
3-14-2	編柵工	1-3-12
3-14-3	木柵及び丸太柵工	1-3-13
3-14-4	鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工	1-3-13
第15節	土のう積工	1-3-13
3-15-1	一般事項	1-3-13
第16節	植生工	1-3-13
3-16-1	適用	1-3-13
3-16-2	一般事項	1-3-13
3-16-3	植生ネット工及び植生マット工	1-3-14
第17節	モルタル・コンクリート吹付工	1-3-14
3-17-1	適用	1-3-14
3-17-2	一般事項	1-3-14
第18節	のり枠工	1-3-15
3-18-1	適用	1-3-15
3-18-2	一般事項	1-3-15
3-18-3	軽量のり枠工	1-3-15
3-18-4	プレキャストブロックのり枠工	1-3-15
3-18-5	現場打のり枠工	1-3-15
3-18-6	現場吹付のり枠工	1-3-15
第19節	アンカー工	1-3-16
3-19-1	適用	1-3-16
3-19-2	一般事項	1-3-16
第20節	擁壁工	1-3-16
3-20-1	井桁ブロック工	1-3-16
第21節	補強土工（盛土補強工）	1-3-16

3-21-1	適用	1-3-16
3-21-2	一般事項	1-3-16
第22節	地盤改良工	1-3-17
3-22-1	適用	1-3-17
第23節	工場製品輸送工	1-3-17
3-23-1	適用	1-3-17
第24節	構造物撤去工	1-3-17
3-24-1	適用	1-3-17
第25節	標柱工	1-3-17
第26節	仮設工	1-3-18
3-26-1	一般事項	1-3-18
3-26-2	工事用仮設道路	1-3-18
3-26-3	仮締切工	1-3-18
3-26-4	水替工	1-3-19
3-26-5	仮水路工	1-3-19
3-26-6	残土受入れ施設工	1-3-19
3-26-7	足場工	1-3-19
3-26-8	型枠及び支保工	1-3-19
3-26-9	作業構台工	1-3-19
3-26-10	ケーブルクレーン架設	1-3-19
3-26-11	モノレール	1-3-20
3-26-12	防塵対策工	1-3-21
3-26-13	防護施設工	1-3-21
3-26-14	除雪工	1-3-21

第2編 治山編2-1-1

第1章 溪間工 2-1-1

第1節 適用 2-1-1

第2節 適用すべき諸基準 2-1-1

第3節 総則 2-1-1

1-3-1 一般事項 2-1-1

1-3-2 床掘土砂の処理 2-1-1

1-3-3 廻排水 2-1-1

第4節 治山ダム 2-1-1

1-4-1 コンクリート治山ダム 2-1-1

1-4-2 鋼製治山ダム 2-1-2

1-4-3 木製治山ダム 2-1-3

1-4-4 作業土工（床掘り・埋戻し） 2-1-3

1-4-5 間詰工 2-1-3

1-4-6	側壁工	2-1-3
1-4-7	水叩工	2-1-4
1-4-8	垂直壁工	2-1-4
第5節	護岸工	2-1-4
1-5-1	一般事項	2-1-4
第6節	根固工	2-1-4
1-6-1	適用	2-1-4
1-6-2	一般事項	2-1-4
第7節	水制工	2-1-5
1-7-1	適用	2-1-5
第8節	流路工	2-1-5
1-8-1	適用	2-1-5
1-8-2	一般事項	2-1-5
第9節	銘板工	2-1-5
1-9-1	一般事項	2-1-5
第2章	山腹工	2-2-1
第1節	適用	2-2-1
第2節	適用すべき諸基準	2-2-1
第3節	総則	2-2-1
2-3-1	一般事項	2-2-1
第4節	のり切工	2-2-1
2-4-1	適用	2-2-1
2-4-2	一般事項	2-2-1
第5節	土留工	2-2-2
2-5-1	一般事項	2-2-2
2-5-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	2-2-2
2-5-3	水抜き	2-2-2
2-5-4	裏込め	2-2-2
2-5-5	コンクリート土留工	2-2-2
2-5-6	練（空）積土留工	2-2-2
2-5-7	丸太積土留工	2-2-2
2-5-8	コンクリート板土留工	2-2-3
2-5-9	鋼製枠土留工	2-1-3
2-5-10	簡易鋼製土留工	2-2-3
2-5-11	井桁ブロック土留工	2-2-3
2-5-12	土のう積土留工	2-2-3
第6節	埋設工	2-2-3
2-6-1	一般事項	2-2-3
第7節	暗きよ工	2-2-3

2-7-1	一般事項	2-2-3
2-7-2	礫暗きよ工	2-2-4
2-7-3	鉄線籠暗きよ工	2-2-4
2-7-4	その他二次製品を用いた暗きよ工	2-2-4
第8節	水路工	2-2-4
2-8-1	適用	2-2-4
2-8-2	一般事項	2-2-4
2-8-3	張芝水路工	2-2-4
2-8-4	練張及び空張水路工	2-2-4
2-8-5	丸太柵及び編柵水路工	2-2-5
2-8-6	土のう等緑化二次製品水路工	2-2-5
第9節	柵工	2-2-5
2-9-1	適用	2-2-5
2-9-2	コンクリート板柵工	2-2-5
第10節	階段切付工	2-2-5
2-10-1	階段切付	2-2-5
第11節	筋工	2-2-6
2-11-1	一般事項	2-2-6
2-11-2	石筋工	2-2-6
2-11-3	萱筋工	2-2-6
2-11-4	丸太筋工	2-2-6
2-11-5	植生土のう筋工	2-2-6
2-11-6	積苗工	2-2-6
2-11-7	その他緑化二次製品を用いた筋工	2-2-6
第12節	伏工	2-2-7
2-12-1	一般事項	2-2-7
2-12-2	わら伏工	2-2-7
2-12-3	むしろ伏工	2-2-7
2-12-4	網伏工	2-2-7
2-12-5	その他二次製品を用いた伏工	2-2-7
第13節	実播工	2-2-7
2-13-1	一般事項	2-2-7
2-13-2	筋実播工	2-2-8
2-13-3	斜面実播工	2-2-8
2-13-4	航空実播工	2-2-8
第14節	植栽工	2-2-10
2-14-1	適用	2-2-10
第15節	ソイルセメント工	2-2-11
2-15-1	ソイル	2-2-11
2-15-2	配合及び混合	2-2-11

2-15-3	打込み	2-2-11
2-15-4	養生	2-2-11
第16節	落石防止工	2-2-11
2-16-1	一般事項	2-2-11
2-16-2	落石予防工	2-2-12
2-16-3	落石防護工	2-2-13
第3章	地すべり防止工	2-3-1
第1節	適用	2-3-1
第2節	適用すべき諸基準	2-3-1
第3節	総則	2-3-1
3-3-1	一般事項	2-3-1
第4節	ボーリング暗きょ工	2-3-1
3-4-1	適用	2-3-1
3-4-2	一般事項	2-3-1
第5節	集水井工	2-3-2
3-5-1	適用	2-3-2
3-5-2	掘削	2-3-2
3-5-3	土質柱状図	2-3-2
3-5-4	施工	2-3-2
第6節	排土工及び押え盛土工	2-3-2
3-6-1	一般事項	2-3-3
3-6-2	排土工	2-3-3
3-6-3	押え盛土工	2-3-3
第7節	杭工	2-3-3
3-7-1	適用	2-3-3
3-7-2	一般事項	2-3-3
3-7-3	鋼管杭及び合成杭	2-3-3
3-7-4	場所打杭工	2-3-4
第8節	シャフト工(深礎工)	2-3-4
3-8-1	適用	2-3-4
3-8-2	施工	2-3-4
第4章	森林整備	2-4-1
第1節	適用	2-4-1
第2節	適用すべき諸基準	2-4-1
第3節	総則	2-4-1
4-3-1	測量	2-4-1
第4節	植栽	2-4-1
4-4-1	地拵え	2-4-1
4-4-2	苗木運搬	2-4-2

4-4-3	仮植	2-4-2
4-4-4	植付け	2-4-2
4-4-5	施肥	2-4-3
4-4-6	植栽木の目印	2-4-4
4-4-7	支保(支柱工)	2-4-4
4-4-8	枯損木修補	2-4-4
4-4-9	補植	2-4-5
第5節	保育	2-4-5
4-5-1	下刈り	2-4-5
4-5-2	つる切り	2-4-5
4-5-3	本数調整伐、除伐	2-4-5
4-5-4	枝落し	2-4-7
4-5-5	追肥	2-4-7
4-5-6	雪起し	2-4-7
第6節	歩道整備	2-4-7
4-6-1	歩道作設	2-4-7
4-6-2	歩道補修	2-4-8
第5章	保安林管理道	2-5-1
第1節	適用	2-5-1
第3編	林道編	3-1-1
第1章	林道工事	3-1-1
第1節	適用	3-1-1
第2節	適用すべき諸基準	3-1-1
第3節	切土工	3-1-1
1-3-1	適用	3-1-1
1-3-2	一般事項	3-1-1
第4節	植生工	3-1-1
1-4-1	適用	3-1-1
1-4-2	生育判定調査	3-1-2
第5節	排水施設工	3-1-2
1-5-1	適用	3-1-2
1-5-2	側溝工	3-1-2
1-5-3	横断溝	3-1-2
1-5-4	現場打カルバート工	3-1-2
1-5-5	洗越工	3-1-2
1-5-6	呑口工及び吐口工	3-1-3
1-5-7	流木除け工及び土砂止め工	3-1-3
1-5-8	流末工	3-1-3

1-5-9	のり面排水工	3-1-3
第6節	道路付属施設工	3-1-3
1-6-1	適用	3-1-3
1-6-2	一般事項	3-1-3
1-6-3	路側防護柵工	3-1-3
1-6-4	標識工	3-1-4
第7節	擁壁工	3-1-4
1-7-1	適用	3-1-4
1-7-2	一般事項	3-1-4
1-7-3	コンクリートブロック擁壁工	3-1-4
1-7-4	現場打擁壁工	3-1-4
1-7-5	かご擁壁工	3-1-5
1-7-6	鋼製擁壁工	3-1-5
1-7-7	簡易鋼製土留擁壁工	3-1-5
1-7-8	補強土壁工	3-1-5

第4編 施工管理編4-1-1

第1章 施工管理 4-1-1

第1節 適用 4-1-1

第2節 出来形管理基準 4-1-1

第3節 品質管理基準 4-1-1

第4節 写真管理基準 4-1-1

第5節 参考資料 4-1-1

(別表-1) 森林土木工事出来形管理基準 (案) 4-1-2

(別表-2) 森林整備作業出来形管理基準 (案) 4-1-6

(別表-3) 写真撮影基準 (案) 4-1-7

(別図-1) 記載例 治山ダムコンクリート打設計画図及び実施図 4-1-8

(別表-4) 記載例 治山ダムコンクリート打設計画表及び実施表 4-1-9

(別図-2) 記載例 谷止工成果図 4-1-10

(別図-3) 記載例 山腹工成果図 4-1-11

(別表-5) 記載例 山腹工出来形管理表 4-1-12

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 総 則

1. 森林土木専門工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、岡山県農林水産部が発注する治山工事（森林整備作業を含む。）及び林道工事（以下「森林土木工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 森林土木工事における基本的事項は、岡山県土木工事共通仕様書の規定を適用し、この仕様書はそれを補完するものである。なお、この共通仕様書と岡山県土木工事共通仕様書の規定が重複し、内容に相違がある場合は本仕様書が優先する。
3. 受注者は、本仕様書の適用に当たっては、「岡山県公共工事監督要領」、「岡山県森林土木工事検査要領」、「岡山県工事検査規程」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当たっては、「工事執行規則」又は「岡山県森林整備作業実施要綱」に基づくものであることを認識しなければならない。
4. 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
5. この共通仕様書は、森林土木工事の施工に関する一般的事項を示すものであり、個々の工事に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
6. 設計書、設計図面及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。なお、設計書、特記仕様書、図面、又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
7. 設計図書はS I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

1-1-2 適 用

1. **岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節総則** 及び **第3編 第1章総則** の規定は、森林土木工事の施工について準用する。ただし、岡山県土木工事共通仕様書 第1編 1-1-4 6 設計書の適用 は適用しない。
2. 出来形数量の算出に当たっては、**岡山県土木工事共通仕様書 第3編 1-1-3 数量の算出** の規定によるほか、森林整備保全事業設計積算要領〈参考基準等〉第1 数量計算及び単位等（治山林道必携 積算・施工編）によるものとし、検測及び数量の小數位は、同参考基準又は監督員の指示によるものとする。

第2章 材 料

第1節 適 用

2-1-1 適 用

森林土木工事に使用する材料は、本章に定めるもののほか、特に定めのない事項については、[岡山県土木工事共通仕様書 第2編材料編](#)の規定によるものとする。

第2節 土木工事材料（石材）

2-2-1 一般事項

森林土木工事に使用する石材は、それぞれの用途に適する強度と耐久性及び形状を有し、以下の規格に適合するものとする。

2-2-2 角石、切石

方形状の割石で、厚さが幅の2分の1以上のもの、所要の寸法、形状に応じ石造りしたものを切石という。

2-2-3 板 石

方形状の割石で、厚さが幅の2分の1未満のもの。

2-2-4 間知石

截頭四角錐体状で面は矩形（通常長辺が短辺の1.2～1.5倍）又は正方形であって合端と友面を造ったもの。控長は面の面積の平方根の1.5倍、合端は同じく0.1倍、友面の面積は面の面積の $1/10 \sim 1/6$ を標準とする。

2-2-5 雑間知石

截頭四角錐体又は楔形状で矩形（通常長辺が短辺の1.2～1.5倍）又は正方形のもの。控長は面の面積の平方根の1.5倍を標準とする。

2-2-6 野面石

自然石又は割石で一定の面を持たないもの。通常最長軸の長さ及び 1 m^2 当たりの個数の範囲を規定する。

第3節 土木工事材料（その他砂利、砂、碎石類）

2-3-1 一般事項

1. 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。
2. 砂の粒度及びごみ、どろ、有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

2-3-2 砂

径5mm以下を適量に混合したもの。川砂、浜砂、山砂、石粉等があり、モルタルミルク等には細砂（径1.5mm以下のものが適量に混合）を使用する。

2-2-3 砂利

径0.5~5.0cmが適量に混合したもの。川砂利、割砂利、浜砂利、碎石砂利、山砂利等があり、水洗いしたものを洗砂利という。

2-3-4 再生碎石

コンクリート塊等を再生資源として活用するもので、工事に使用する場合は品質規格等を設計図書に明示する。

2-3-5 切込砂利

天然石又は碎石（クラッシュランは原石を碎石プラントで破碎した碎石）で、大小粒が適当に混合しているもので、最大寸法は設計図書に示すところによる。

2-3-6 切込碎石（クラッシュラン）

原石を碎石プラントで破碎した碎石で、大小粒が適当に混合しているもので、最大寸法は設計図書に示すところによる。

第4節 土木工事材料（緑化材料）

2-4-1 一般事項

緑化材料は、設計図書に示された品質、形状、寸法等を有し、その使用目的に適合したものとす。

2-4-2 芝及びそだ類

芝及びそだ類については、[岡山県土木工事共通仕様書 第2編第2章第9節芝およびそだ](#)によるほか、次の規定によるものとす。

- (1) 受注者は、芝の保管に当たっては、適当に風通しを良くし、あるいは散水するなど保存に注意しなければならない。
- (2) 受注者は、粗朶及び帯梢の保管に当たっては、通気・保管が可能な繊維シート等で被覆し、散水するなど乾燥を防ぐようにしなければならない。

2-4-3 目串

目串は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、活着容易なヤナギ、ウツギ、竹、折れにくい割木等で長さ15~30cm、径0.8~2.5cmのものを標準とする。

2-4-4 土壌等

土壌は、砂礫の混入しない比較的肥沃なもので、それぞれの用途に適合するものとす。

2-4-5 種子

1. 種子は、成熟十分で発芽力がよく、病虫害及び雑物の混入していないものとする。
2. 受注者は、種子の購入に際して保証書等を添付させることを原則とする。なお、発芽率等が不明なものは、発芽試験を行って、発芽率を確認しなければならない。

2-4-6 稲わら

稲わらは、十分乾燥し、形状がそろい、強靱性及び肥効分、を備えたもので、雑物が混入していないものとする。

2-4-7 肥料等

1. 肥料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に定められたもので、その含有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものとする。
2. 草木灰は、土砂、ごみ、炭片等を含まないものとする。
3. 堆肥は、完熟したものとする。
4. 消石灰は、J 1 S規格に適合したものとする。
5. 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすものとする。
6. 受注者は、肥料、消石灰、草木灰、土壌改良剤等は、防湿箇所に保管し、変質したものを使用してはならない。

2-4-8 萱及び雑草木株

1. 萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また、萱及び雑草木株は、30 cm程度に切断し、打違いにして1 mの縄で縛ったものを1束とする。
2. 受注者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するよう努め、使用まで日時を要する場合は、仮植、ぬれ筵等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう保管しなければならない。

2-4-9 苗木

1. 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達が良いもので病虫害や外傷のないものとする。
2. 受注者は、苗木の輸送及び仮植に当たっては、苗木の損傷、乾燥、むれ等により枯損あるいは活着が低下することのないよう十分注意しなければならない。
3. 受注者は、苗木の購入について指示のある場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-4-10 植生養生材及び水

1. 木質材料（ファイバー）は、水中での分散性が良く、均一に散布できるものでなければならない。
2. 浸食防止材は、種子の発芽を妨げず、被覆効果の早いものでなければならない。
3. 客土は、有機質を含んだもの又は土壌改良材を混入したものでなければならない。

4. 基材吹付け用の生育基材は、保水力、保肥力等があり、土壌改良効果の高い有機質を含んだものでなければならない。
5. 合成繊維又は金属製のネット、わら製品、繊維マット等の被覆材は、対浸食性の大きいものでなければならない。
6. 養生材及び水は、植生の発芽に有害な酸類その他の不純物を含有しないものでなければならない。

2-4-11 二次製品の緑化材料

1. 二次製品を用いた緑化材料は、設計図書に示された品質、形状等を有し、かつ、施工時期、施工箇所の土質等に適合するものとする。
2. 受注者は、貯蔵、保管、輸送等が適切でなく種子等に異状がある製品は使用してはならない。

第5節 土木工事材料（木材）

2-5-1 木 材

1. 工事に使用する木材は、使用目的に支障となる有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。
2. 設計図書に示す寸法の表示は、製材（丸棒加工品等）においては仕上がり寸法とし、素材（皮付き・皮剥材）については特に明示する場合を除き、末口寸法とする。
3. 受注者は、防腐処理を施した木材を工事に使用する場合は、設計図書によるものとする。
4. 橋梁等に使用する構造用大断面集成材は、J A S規格品とする。
5. 使用する木材の規格は、次のとおりとする。

素材（製材以外の場合）の規格値		製材（丸棒加工、角材）の規格値	
名 称	基 準	名 称	基 準
直 径	※設計値の0.8～1.2倍	直 径	± 5 mm
曲 が り	おおむね通直なもの		
末口径と元口径の差	規定しない		

※ 素材の直径は、設計図書で許容値を定めている場合はその許容値の範囲とし、楕円形の直径の測定は、平均径によるものとする。

6. 現地発生材等の規格（寸法）が一定でない木材を使用する場合は、品質・形状等については、監督員の指示によるものとする。

2-5-2 根株・末木枝条

1. 受注者は、工事施工によって生ずる根株等については、①工事現場内における林地還元木としての利用及び林産物や資材としての利用、②剥ぎ取り表土の盛土材としての利用を図る等適正に取り扱わなければならない。
2. 受注者は、工事現場内における林地への自然還元として利用する場合は、根株等が雨水等により、下流へ流失する恐れがないよう、安定した状態にするものとし、必要に応じて柵工や筋工等を設置しなければならない。

第6節 土木工事材料（その他）

2-6-1 路盤紙

1. 路盤紙は、取扱いが容易で、吸水しにくくコンクリートの打込み、締固めの際に破れるものであってはならない。
2. 路盤紙は、次の規格に適合したものでなければならない。

種類	名称	規格	備考
路盤紙	ポリエチレンフィルム	JIS Z 1702	呼び厚さ0.1mm以上
	ターボリン紙	JIS Z 1503	
	クラフト紙	JIS P 3401	MS-81、84

第3章 共通施工

第1節 総則

1. 本章は、森林土木工事において共通的に使用する土工、無筋・鉄筋コンクリートその他の工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、**第1章総則** 及び **第2章材料** の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、**岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第2章 第2節適用すべき諸基準、第1編 第3章 第2節適用すべき諸基準、第3編 第2章 第2節適用すべき諸基準**（土木構造物設計マニュアルに係わる基準類は除く。）の規定によるほか、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本治山治水協会 治山技術基準解説〔総則・山地治山編〕
- (2) 日本治山治水協会 治山技術基準解説〔地すべり防止編〕
- (3) 林道必携 技術編 日本林道協会
- (4) 日本治山治水林道協会・日本林道協会 森林土木木製構造物施工マニュアル
(森林土木木製構造物設計等指針・解説等)

第3節 土工

3-3-1 適用

土工の施工については、本節に定めるもののほか、特に定めのない事項については、**岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第2章土工** の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「砂防」とあるのは「治山」と読み替えて適用し、林道土工については、道路土工の規定を準用する。

3-3-2 一般事項

地山の土及び岩の分類は、次表によるものとする。

土 質		分 類
砂・砂質土		砂、砂質土、普通土、砂質ローム
粘性土		粘土、粘性土、シルト質ローム、砂質粘性土、火山灰質粘性土、有機質土、粘土質ローム
礫質土		礫まじり土、砂利まじり土、礫
岩塊・玉石		岩塊・玉石まじり土、破碎岩
軟岩(I)	A	○第三紀の岩石で固結程度が弱いもの、風化がはなはだしく、きわめてもろいもの ○指先で離しうる程度のもので、亀裂間の間隔は1～5cmぐらいのもの
	B	○第三紀の岩石で固結程度が良好なもの、風化が相当進み、多少変色を伴い軽い打撃により容易に割り得るもの、離れ易いもの。亀裂間の間隔は5～10cm程度のもの
軟岩(II)		○凝灰質で固結しているもの、風化は目にそって相当進んでいるもの、亀裂間の間隔は10～30cm程度で軽い打撃により離し得る程度、異質の岩が硬い互層をなしているもので、層面を楽に離し得るもの
中硬岩		○石灰岩、多孔質安山岩のように特にち密でないが、相当の硬さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの、硬い岩石で間隔が30～50cm程度の亀裂を有するもの
硬岩(I)		○花崗岩は、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの
硬岩(II)		○けい岩、角岩などの石英質に富んだ岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの

(備考) 礫まじり土・玉石まじり土は、礫、玉石の混合率がおおむね30%以上のもの

3-3-3 掘削工

1. 受注者は、岩石の爆破、破碎等による飛散及び切土、運搬等における逸散はできるだけ減少させるようにし、必要に応じて防護柵等を設けなければならない。
2. 受注者は、工事の施工に当たり、流水の汚濁等により下流に影響を及ぼさないよう十分注意しなければならない。
3. 受注者は、切取りり面については、設計図書に明示された所定の勾配でなじみよく仕上げなければならない。
4. 受注者は、のり面については、切り過ぎないように十分注意しなければならない。

3-3-4 伐開・除根等

1. 受注者は、伐開に当たり、設計図書に示された伐開区域内にある立木を根元から切り取り、笹、雑草、倒木その他工事の支障となる物件を取り除き、伐開区域内から除去しなければならない。ただし、盛土又は残土処理場ののり面箇所付近の生立木で、盛土の安定又は立木の生育に支障を生ずるおそれのない場合は、監督員の承諾を得てのり面付近で伐除することができるものとする。
2. 受注者は、伐開の範囲は、設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督員の確認を受けなければならないが、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土の法頭、盛土の法尻、構造物等の外側1m程度を標準とする。
3. 受注者は、立木の伐除について特に指定された場合は所定の規格に切断し、土砂等を

かけないように伐開区域外の所定の位置に運搬集積しなければならない。

4. 受注者は、伐開区域外にあっても交通又は路体保護上支障となる立木及び枝条は、監督員の指示によって伐除しなければならない。
5. 舗装を前提としない場合の林道における伐開・除根作業は、次表を標準として施工しなければならない

区 分 (舗装を前提としない林道)	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高50cmを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取り・除去	同左
盛土高50cm以下の場合	根からすきとる	除去	抜根・除去	同左

(注) 1 盛土高とは、路面幅員内からの高さをいう。

2 舗装を前提とする場合は、「盛土高50cm」を「盛土高1m」と読み替える。

6. 受注者は、治山工事の伐開に当たっては、樹木を根元から切り取り、笹、雑草、除根その他の工事の支障となる物件を除去しなければならない。
7. 受注者は、用地の外側から立木の根、枝等が用地内に広がり、工事の支障となる場合は、監督員の指示を受け処置するものとする。
8. 受注者は、伐開・除根作業における伐開発生物の処理方法については、**本編 2-5-2 根株・末木枝条**によらなければならない。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議するものとする。
9. 受注者は、原則として伐開・除根作業の終了後でなければ次の作業に着手してはならない。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

3-3-5 盛土工

1. 受注者は、盛土施工地盤については、施工前に草木、切株、竹根等を除去しなければならない。
2. 受注者は、軟弱地盤がある場合、又は予期しない不良土が出現した場合は、監督員と協議し、所要の処置を講じなければならない。
3. 盛土材料は、指定されたものを使用しなければならない。なお、特に指定されない場合は、工事の目的に適したものでなければならない。
4. 受注者は、草木根等の混入した土、腐食物を含む土等は、原則として使用してはならない。
5. 受注者は、盛土敷内を清掃後、設計図書に従い、各測点ごとに丁張を設けなければならない。また、丁張を設ける場合には、所要の余盛高を考慮しなければならない。
6. 受注者は、盛土に先立ち、盛土地盤の表面をかき起して、なじみよくしなければならない。

3-3-6 残土処理工

1. 受注者は、床掘、切取等で生じた残土は、設計図書で指定された場所等に災害防止、環境保全等を考慮して整理、堆積しなければならない。指定場所以外に処理する場合は、監督員の指示を求めなければならない。
2. 残土処理場の基礎地盤及びのり面は、原則として盛土に準じ、残土の崩壊、流出等の

おそれがあるときは監督員の指示を求めなければならない。

3. 路肩に接する残土処理場の天端面は、別に指定されない限り5%程度の横断勾配を設け、原則として路肩と同高又は10cm程度の段差を設けるものとする。

3-3-7 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工（床掘り・埋戻し）については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）](#)の規定によるものとする。

第4節 無筋・鉄筋コンクリート

3-4-1 適用

無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第3章無筋・鉄筋コンクリート](#)の規定によるものとする。

3-4-2 マスコンクリート

1. 受注者は、マスコンクリートの施工に当たっては、ひび割れを生じないようにするため打込み後の温度上昇がなるべく少なくなるように、施工しなければならない。
2. マスコンクリートとして取り扱うべき構造物の部材寸法は、おおむね広がりのあるスラブでは、厚さ80～100cmとし、下端が拘束された壁では、厚さ50cm以上とする。
3. 1リフトの高さは、0.75m以上2.0m以下を標準とし、適切な打ち込み間隔を保たなければならない。

3-4-3 モルタル

1. セメント、水及び細骨材の品質規格は、[本編 第2章材料](#)の規定によるものとする。
2. 受注者は、モルタルの配合に当たっては、設計図書によるものとするが、所要の強度、耐久性、水密性及び作業に適するワーカビリティを持つ範囲内で単位水量をできるだけ少なくするようにしなければならない。
3. 材料の貯蔵・配合・計量・練混ぜについては、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第3章 第5節現場練りコンクリート](#)の規定に準ずるものとする。

第5節 基礎工

3-5-1 適用

基礎工として土台基礎工、基礎工（護岸）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工その他これらに類する工種については、本節に定めるもののほか特に定めのない事項は、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第4節基礎工](#)の規定によるものとする。

3-5-2 基礎地盤

1. 受注者は、基礎地盤に敷礫等を用いる場合は、ランマなどを用いて、基礎地盤中に食

い込ませなければならない。

2. 受注者は、暗きよの地山基礎については、管の底面を周長の1/4以上管形に合わせて仕上げなければならない。
3. 受注者は、基礎地盤が岩盤からなる場合は、岩肌をよく清掃して均質に施工しなければならない。

3-5-3 切込砂利及び栗石基工

1. 受注者は、切込砂利基礎は、敷均し後、タンパー等をもって十分締め固め、不陸のないよう所定の厚さに仕上げなければならない。
2. 受注者は、栗石基礎工は、切込砂利等の目潰しを加え、十分締め固めながら所定の厚さに仕上げなければならない。

3-5-4 フーチング基礎工

1. 受注者は、暗きよのコンクリート基礎については、管底までコンクリートを打設したのち暗きよを据付け、その両側には指定寸法の抱きコンクリートを打設しなければならない。
2. 受注者は、斜面基礎又は部分基礎の背面については、余幅を取らないで基礎工の断面形状どおりに床掘りしなければならない。

3-5-5 置換基礎工

1. 受注者は、暗きよの砂基礎については、砂など材料を敷ならした上に暗きよを据付け、さらに管底及び周辺には、指定寸法になるよう材料を充填して締め固めなければならない。
2. 受注者は、栗石などの石材を用いる置換基礎工については、置換材料に目つぶし材を加え、所定の許容支持力が確保されるよう十分に締め固めなければならない。

3-5-6 胴木基礎工

1. 受注者は、胴木基礎については、床掘り面を正しく切りならし、十分締め固めた後所定の位置に据付け、空隙には、栗石類をてん充しなければならない。
2. 受注者は、土台木を継ぎ足す場合、その端の長さ20cm以上を相欠きして、移動しないようボルト、木栓等で完全に緊結させ、1本の土台木として作用するようにしなければならない。
3. 受注者は、止め杭一本土台は、止め杭と土台木をボルト等で十分締付けなければならない。
4. 受注者は、片はしご土台の継手は、1本土台の場合と同様に必ず栈木の上にも設けられるように施工しなければならない。
5. 受注者は、はしご土台の継手は、栈木の上にも設けるようにし、前後の土台の継手は同一箇所にあってはならない。
6. 受注者は、土台木に使用する木材は、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。

3-5-7 木 杭

1. 受注者は、木杭については、特に指定のない限り樹皮をはいだ生丸太を使用し、曲がり及び損傷等の欠陥のない材料を使用しなければならない。
2. 受注者は、杭の先端部については、角すい形又は円すい形に削るものとし、その高さは径の1.5倍程度を標準とし、角は適当に面取りをしなければならない。
3. 受注者は、鉄くつを設ける場合は、鉄くつの内面を、杭のすい形に密着させなければならない。
4. 受注者は、杭頭については、杭中心線に直角に切り、適当な面取りを行い、正しく円形に仕上げなければならない。また、打込み中破砕のおそれのあるときは、鉄筋鉢巻、鉄輪又は鉄帽を使用しなければならない。
5. 受注者は、杭の継手については、突合せ継手とし、杭の中心線に対し直角に切り、継手を密着させ、木製又は鉄製の添板をボルトで締め付けるか、又は杭の外周に密着する鉄製パイプを用いて接合し、打込み中の打撃等により偏心又は屈曲のないようにしなければならない。
6. 受注者は、杭を設計図書に基づき、正しい位置に打ち込み、また、打込み中の打撃等により偏心又は屈曲のないようにしなければならない。
7. 受注者は、打込みに際し、杭が入らない場合、又は所定の杭長を打ち込んでも、所要の支持力に達しないときは、監督員の指示を受けなければならない。
8. 受注者は、杭打ち終了後は、杭頭を水平かつ所定の高さに切り揃えなければならない。

第6節 石・ブロック積（張）工

3-6-1 適 用

石・ブロック積（張）工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第5節石・ブロック積（張）工](#)の規定によるものとする。

3-6-2 石積（張）工

1. 受注者は、石積（張）工の基礎の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
 - (1) 石積基礎は、石積ののり面に直角に、尻下がりに切りならすものとする。
 - (2) 梯子土台木を使用するときは、尻を30cm以上上げて床づくりをするものとする。
 - (3) 土台木の継手に凹凸が生じるような場合は、根石がすわりよいように削るものとする。
 - (4) 土台前面に留杭を用いるときは、土台木上面から3cm程度高くし、土台木に接触させて打ち込むものとする。
 - (5) 一本土台木及び梯子土台木は、土台木を伏せ、控え木を十分連結し、その間に玉石、礫を詰め、目潰砂利を入れて十分突き固めるものとする。
2. 受注者は、積（張）石の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 石の積み上げ順序は、最凹所より開始し、ほぼ同高を保ちながら積み上げるものとし、隅角又は巻き込みがある場合は、その部分から積み上げるものとする。天端石は、根石と同様大きな石を使用するものとする。

- (2) 積石は、すわりをみてそれぞれ選定して玄能で空打ちしながら合端をすり合わせるとともに、隣接石に密着させ、かつ、面を正しく丁張に合わせ、控えはのり面に直角にすえ、飼石を堅固にかませるものとする。
- (3) 積石は、合端を密着させ、それぞれの下方の石に平等に掛けるようにし、特に野面石においては、下方2個の石に均等に支えられ、両側の石に追掛け、寄掛けとならないようにするものとする。
- (4) 空積（張）工は、胴飼い及び尻飼い一段で積石を固定し、裏込めを充填し、その空隙は目つぶし砂利又は碎石をもって十分堅固にするものとする。
- (5) 石組みは、欠点の生じる異法な組合せを避けるものとする。
- (6) 野面石は、のり面から控長の1/3以内において合端をつくるものとし、必要に応じて玄能ですわりを直して合端を密着させるものとする。
- (7) 雑石は、長径を控えの方向に使用するものとする。

3. 受注者は、練石積の施工に当たっては、前項によるほか、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 積石及び裏込礫が乾燥している場合は、コンクリート充填前に散水して湿潤を保たせるものとする。
- (2) コンクリート工については、**本章 第4節無筋・鉄筋コンクリート**の規定によるものとする。
- (3) 合端及び胴込めコンクリートは、積石間に空隙を生じないように突棒等を用いて入念に突き固めるものとする。
- (4) 充填したコンクリートは、速やかに養生用シート等で覆い、散水して常に湿潤に保たせるものとする。
- (5) 練石積（張）には、設計図書で定める場合を除き、原則として10～15mごとに1箇所程度伸縮継目を設けるものとする。また、排水孔は、塩化ビニール管等とし適宜の勾配をつけて石積を貫通し、前面側は石積面より3cm程度、背面側は胴込めコンクリートから出し、かつその周囲には通水をよくするため礫等を充填するものとする。
- (6) 練石積の1日の積み上り高さは、1.5m程度とする。

4. 受注者は、張石の下部には、所定の厚さに栗石を敷均し、十分に突固めを行わなければならない。また、張石は凹凸なく張りつめ、移動しないよう栗石を充填しなければならない。

3-6-3 コンクリートブロック積（張）工

- 1. 受注者は、基礎コンクリートを施工する場合は、適度な長さを一工程として十分養生するものとする。なお、ブロックに接する面は、ブロック積のり面に対して所定の角度を持つような平面に入念に仕上げなければならない。
- 2. 受注者は、ブロック積みに当たっては、各ブロックの合端を密着させ、かつ面を丁張に合わせなければならない。特に一段目のブロックは、基礎又は基礎コンクリートの上面に均しモルタルを施工し、据え付けなければならない。
- 3. 受注者は、ブロックの運搬及び取扱いに当たっては、衝撃等によって損傷しないよう十分注意し、損傷したブロックは使用してはならない。

4. 受注者は、充填したコンクリートは、速やかに養生用シート等で覆い、散水して常に湿潤に保たなければならない。

第7節 鉄線かご工

3-7-1 適用

鉄線かご工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-14-7 かご工](#)の規定によるものとする。

3-7-2 一般事項

1. 受注者は、鉄線かご工の施工に当たっては、必要に応じて丁張を施し、基礎地盤は波を打たないよう平たん仕上げなければならない。
2. 受注者は、盛土若しくは埋立て箇所又は地盤軟弱箇所に設置する場合は、特に施工後沈下することのないよう必要に応じて監督員と協議し、敷砂利等で床拵えの後、施工しなければならない。
3. 受注者は、胴網とふた輪等を緊結する場合は、胴網線の両端にそれぞれ網目以上の余長を取り、これをふた輪に2回以上巻きつけ、その末端は胴網線と2回以上ひねるものとする。
4. 受注者は、水中施工等特殊な施工については、施行方法を施工計画書に記載しなければならない。

第8節 簡易鋼製土留壁工

3-8-1 一般事項

1. 受注者は、主構ポスト頂部間を結合する笠木の取付けに当たっては、亜鉛メッキ普通ボルトを使用し、丁寧に締付けなければならない。
2. 受注者は、据付けに当たっては、1段ごとに壁材を組立て、中詰め、裏込め及び埋戻しを行いながら順次各段ごとに立ち上げなければならない。
3. 受注者は、中詰め、裏込め及び埋戻しに当たっては、特に材料を指定された場合のほかはできるだけ良質の材料を用いるものとし、特に壁材の周辺部、隅角部は、壁面に凹凸等を生じないように均等に仕上げなければならない。

第9節 矢板工

3-9-1 適用

矢板工の施工については、本節に定めるもののほか、特に定めのない事項については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-3-4 矢板工](#)の規定によるものとする。

3-9-2 一般事項

1. 落錘による打込みの場合の錘重は、矢板の重量以上又は矢板の長さ1m当たりの重量の10倍程度としなければならない。
2. 受注者は、杭の打ち止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等は、施工計画書に記載し、施工に当

り施工記録を整備・保管しなければならない。また、監督員の請求があった場合は、停滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

3-9-3 鋼矢板工

1. 受注者は、鋼矢板の仮置きは、平坦な地面上に台木等を並べ、その上に積み重ねるものとする。この場合5枚以上重ねてはならない。
2. 受注者は、長さ10m以上の矢板を水平に吊り上げて運搬する場合は、2点吊りとしなければならない。
3. 受注者は、矢板打込み方向の傾斜が、矢板の上下で1枚の幅以上の差が生じた場合は、異形矢板を用いて修正しなければならない。
4. 受注者は、異形矢板を加工製作する場合は、加工図を提出し監督員の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、鋼矢板の打込みに当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 矢板の頭部には、キャップを使用しなければならない。
 - (2) 矢板は、1回に10～20枚程度を順次建込み、次いで両端の矢板をその打込み深さの約1/2程度打込み、さらに中間の矢板を段階的に反復して打進めなければならない。
 - (3) 異形矢板は、一度にその全長を打込まなければならない。
6. 受注者は、塗装を行う場合は次の各号によらなければならない。
 - (1) 素地調整は鋼橋塗装の第1種ケレンとする。
 - (2) 下塗り、中塗り、上塗りは、鋼橋塗装に準じて行わなければならない。
 - (3) 塗装完了後、浸水までの養生期間については、十分考慮するものとする。

3-9-4 コンクリート矢板工

1. コンクリート矢板の施工方法は、**本編 3-9-3 鋼矢板工**の規定に準ずるものとする。
2. 受注者は、矢板の打込みに際しては、キャップ及びクッション材を使用しなければならない。

3-9-5 木矢板工

1. 受注者は、矢板の接合面を設計図書に示すように加工し、所要の規格に仕上げなければならない。
2. 受注者は、矢板の先端部を剣先に仕上げなければならない。
3. 受注者は、矢板の頭部を水平に切り、面取り仕上げをしなければならない。
4. 受注者は、木矢板の打込みについて、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 打込みに当たって、キャップ等を使用し、頭部の損傷を防止しなければならない。
 - (2) 打込みに当り親柱のある場合は、まず親柱を打ち、中間矢板を建て込み、必要に応じ、腹起し、胴木、緊張器等を取付け、溝を外側にして階段上に順次反復して打ち込まなければならない。

第10節 管きょ工

3-10-1 一般事項

1. 受注者は、管きょ工の施工に当たっては、前後の構造物となじみよく取り付くようにしなければならない。
2. 受注者は、管きょの基礎工の施工に当たっては、不等沈下を生じないように入念に施工しなければならない。
3. 受注者は、埋戻し及び盛土に当たっては、管きょ等を損傷しないように留意し、衝撃又は編圧のかからないよう、良質土で左右均等に層状に十分締め固めなければならない。
4. 受注者は、盛土箇所、軟弱地盤箇所等沈下のおそれのある場合及び土被りが薄い場合は、監督員と協議し適切な処置を講じなければならない。

3-10-2 管の布設

1. 受注者は、ソケット付きの管を使用するときは、呑口方向にソケットを向けなければならない。
2. 受注者は、管の布設に当たっては、その基礎工の上に通りよく丁寧に据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲は、コンクリート又は固練りモルタルを十分詰め込み、空隙あるいは漏水が起らないよう施工しなければならない。
3. 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、十分注意して施工し、切断のため使用部分に損傷を生じた場合は取り換えなければならない。
4. コルゲートパイプの施工に当たっては、次の各号によるものとする。
 - (1) 受注者は、コルゲートパイプ布設の基床及び土被りを、設計図書に基づき所定の寸法に仕上げなければならない。また、基床は、砂質土又は砂を原則とし、軟弱地盤の場合は、不等沈下等が起きないように十分注意しなければならない。
 - (2) 受注者は、コルゲートパイプの組立に当たっては、所定寸法、組立て順序に従ってボルトを内面から固く締め付けるものとする。また、埋戻しの後もボルトを点検し、緩んだものがあれば締め直しをしなければならない。
 - (3) 受注者は、コルゲートパイプの直径が1 mを超える場合には、盛土又は埋戻しの際に、局部変形を生じないように仮支柱を施工する等の処置を講じなければならない。
 - (4) 受注者は、コルゲートパイプの裏込め土を十分締固めなければならない。特にパイプと基床とが接する管底細部は、突き棒などを用いて入念に締固めなければならない。
 - (5) その他のたわみ性暗きょについては、前各項に準じて施工するものとする。
 - (6) 受注者は、盛土中央部が盛土端部に比べて圧密沈下が大きくなる箇所は、盛土中央部を上げ越して床拵えしなければならない。
 - (7) 受注者は、集水工及び流末工を設けない場合の呑口・吐口は、地山又は巻き込みとなじみよく取付け、洗掘等を生じないようにしなければならない。

第11節 水路工

3-11-1 一般事項

水路工における一般事項については、**本編 3-10-1一般事項**の規定に準ずるものとする。

3-11-2 鋼製及びコンクリート二次製品水路工

1. 受注者は、鋼製及びコンクリート二次製品水路工は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。
2. 受注者は、勾配が急な水路では、施工中自重で滑動する場合があるので、路床等に固定するなどの処置を講じなければならない。
3. 受注者は、盛土箇所、軟弱地盤箇所等沈下のおそれのある場合は、不等沈下のため水路の縦断形状に不整を生じないように入念に施工しなければならない。
4. コルゲートフリユームの施工に当たっては、次の各号によるものとする。
 - (1) 受注者は、コルゲートフリユームの継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、コルゲートフリユームの布設にあたって、砂質土又は軟弱地盤が出現した場合には、施工前に施工方法について監督員と協議しなければならない。
 - (3) 受注者は、コルゲートフリユームの組立に当たって、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリユーム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、緩んでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
 - (4) 受注者は、コルゲートフリユームの布設に当たり、上げ越しを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督員と協議しなければならない。

3-11-3 集水ます工

1. 受注者は、集水枳工の基礎について、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、集水枳工と溝きょ等との接続部について、漏水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、路面との高さ調整が必要な場合は、監督員の承諾を得なければならない。

第12節 枳工

3-12-1 鉄筋コンクリート方格枳、片法枳工等

1. 受注者は、鉄筋コンクリート枳材の取扱いに当たっては、衝撃を与えないよう十分注意しなければならない。
2. 詰石は、設計図書に記載の規格のもので、品質については、第1編共通編 第2章材料 第2節土木工事材料（石材）によるものとする。
3. 受注者は、詰石に当たっては、外まわりに大きい石を選び、枳の隅から逐次丁寧に詰め込むとともに、空隙が少なくなるよう大小取り混ぜなければならない。
4. 受注者は、鉄筋コンクリート枳を組立て、点検した後でなければ詰石をしてはならない。

3-12-2 鋼製枳工

1. 受注者は、鋼製枠工の基礎を設計図書に基づき、所定の深さ及び形状で施工しなければならない。
2. 受注者は、ボルトとナットの頭の向きを使用箇所それぞれ同じ方向にしなければならない。また、ナットが外れてもボルトが抜けることがないように取り付けなければならない。
3. 受注者は、すべてのボルトの点検を行った後、石詰めを行うが、中詰石は空隙が少なくなるように確実に詰めなければならない。なお、スクリーン部分については、スクリーン間隙より大きな中詰石を詰め、中詰石がはみ出さないようにしなければならない。
4. 受注者は、最上部水平フレームの下端まで石詰めを行った後、順次蓋スクリーンを取り付けながら天端まで石詰めを行わなければならない。
5. 受注者は、石詰めを行う際に、スクリーン及び主構フレームに衝撃を与えないようにしなければならない。
6. 中詰石は、設計図書に記載の規格のもので、品質については、**第1編 第2章 第2節 土木工事材料（石材）**によるものとする。
7. 受注者は、石詰完了後、塗装面のキズ等を補修しなければならない。

第13節 鋼製柵工

3-13-1 鋼製柵工

1. 受注者は、支柱の箱抜きに当たっては、基礎コンクリート打設の際、設計図書に従って、基準線を確定し、支柱の据付けが円滑に進められるようにしなければならない。なお、岩盤に直接建て込む場合には、型枠を使用せずコンクリートを充填し支柱と基礎地盤との密着を図らなければならない。
2. 組立ては、メイン部材から仮組立てし、一通り仮組立てが終了した段階で各部寸法をチェックし、メイン部材から順次ボルト類の本締めを行うものとする。
3. 受注者は、ボルト類の本締めが完了してから、箱抜き部にコンクリートを充填するものとし、そのコンクリートは、基礎コンクリートと同配合のコンクリートを用い、基礎コンクリート面と新たに充填したコンクリートが完全に密着するよう十分突き固め、所定の期間養生しなければならない。
4. 受注者は、鋼材の組立てが完了後、塗装面のキズ等を補修しなければならない。

第14節 柵工

3-14-1 一般事項

1. 受注者は、杭は、特に指示のない限り、床拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。
2. 受注者は、杭の打ち込み深さはできるだけ杭長の2/3以上とし、少なくとも1/2以上としなければならない。なお、土質等により設計図書に示された打ち込み深さの確保が困難な場合は、監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、杭の天端を等高線状に水平となるよう仕上げなければならない。

3-14-2 編柵工

1. 受注者は、編柵工の施工については、帯梢を間隙のないように編み上げ、埋め土して活着容易なヤナギ、ウツギ等を挿木し、萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。
2. 受注者は、編柵工の上端の帯梢2本だけは、抜けないように十分ねじりながら施工しなければならない。また、必要に応じて上端の帯梢が抜けないように鉄線等で緊結しなければならない。
3. 受注者は、帯梢以外の柵材の場合、柵材を杭背面間に張り渡して杭に固定し、柵材の継ぎ合わせは、特に指定されない限りその両端を杭に寄せ掛け、突き合せ又は重ね継手などの方法で施工しなければならない。
4. 受注者は、背面に裏込め材料を用いる場合、所定の断面に締め固めなければならない。

3-14-3 木柵及び丸太柵工

1. 受注者は、木柵及び丸太柵工の施工については、背板又は丸太は、末口、元口を適切に組み合わせて間隙のないように並べ、特に指定されない限り埋め土し、踏み固めて仕上げなければならない。
2. 受注者は、背板又は丸太は抜けないように釘又は鉄線で杭に固定しなければならない。

3-14-4 鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工

受注者は、鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じて施工しなければならない。

第15節 土のう積工

3-15-1 一般事項

1. 受注者は、土のうについては、耐食性及び耐候性を有するものを使用しなければならない。
2. 受注者は、土のうに入れる土砂については、草木、根株その他腐食物、角の立った石礫等を除いたものを使用しなければならない。
3. 受注者は、小杭を必要とするときは、土のうの中心を貫通して打ち込まなければならない。
4. 受注者は、土のうの積上げについては、特に示さない限り、小口を正面にし、背面に土又は栗石等を盛立てて十分突き固めながら所定の勾配に仕上げなければならない。
5. 受注者は、植生土のうを使用する場合には、種子の付いている面が表に出るように積み上げなければならない。

第16節 植生工

3-16-1 適用

植生工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-14-2 植生工](#)の規定によるものとする。

3-16-2 一般事項

1. 植生工の施工に当たっての一般事項は、**本編 3-16-2 一般事項 第1項～第4項**の規定に準ずるものとする。
2. 受注者は、補強用金網を設置する場合、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、のり面に固定しなければならない。また、金網の継手のかさね巾は、10 cm以上かさねなければならない。
3. 受注者は、ガン方式による種子吹付の場合、使用するチャンバーの耐圧力は、種子吹付に適したものを選定しなければならない。
4. 受注者は、ポンプ方式による種子吹付の場合、使用するポンプの全揚程は、種子吹付に適したものを選定しなければならない。

3-16-3 植生ネット工及び植生マット工

1. 受注者は、植生マット工の施工に当たっては、あらかじめ凹凸のないのり面に仕上げたのちマット類を張付け、その上から衣土を散布して種子面とのり面が密着するよう施工しなければならない。なお、特に指定されない場合のマット類は、脱落を防止するため目串、押え縄等で固定するものとする。
2. 受注者は、マット類にむしろを使用するむしろ張工の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
 - (1) 張付けは、縄などを押えるように目串類で固定しなければならない。
 - (2) のり面には、わらを水平方向に張付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止しなければならない。
 - (3) 種子及び肥料を装着したむしろは、その面をのり面に密着させなければならない。
なお、ネット類を併用する場合は、ネット類をマット類の表面に張付け、マット類と同様の方法で施工しなければならない。

第17節 モルタル・コンクリート吹付工

3-17-1 適用

モルタル・コンクリート吹付工の施工については、本節に定めるもののほか、**岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-14-3 吹付工**の規定によるものとする。

3-17-2 一般事項

1. 受注者は、のり肩をラウンディング（丸みづけ）仕上げとしなければならない。
2. 受注者は、強風及び豪雨のとき、又は吹付け直後にその恐れがあるときに吹付けを行ってはならない。
3. 受注者は、吹付け基材固定のためのネット、ラス、金網等は、移動しないよう主アンカーピン及びアンカーピンで堅固に斜面に固定しなければならない。なお、土質、勾配及び積雪等の諸条件により浮き上がりのおそれのある場合には、監督員と協議し、アンカー長の検討等適切な処置を講じなければならない。
4. 受注者は、表面及び角の部分は、吹付速度を遅くして吹付けなければならない。こて等で表面仕上げを行う場合は、吹付けた面とモルタル等との付着を良くするようにしなければならない。

5. 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、1層の吹付けから30～60分たって行うなど、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

第18節 のり枠工

3-18-1 適用

のり枠工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-14-4 法枠工](#)の規定によるものとする。

3-18-2 一般事項

1. のり枠工の施工に当たって、植生基材等を吹き付ける場合は、[本章 第16節 植生工](#)の規定によるものとする。
2. のり枠工の施工に当たって、コンクリート又はモルタルを吹き付ける場合は、[本章 第17節 モルタル・コンクリート吹付工](#)の規定によるものとする。
3. のり枠工の施工に当たって、アンカー工と併用する場合は、[本章 第19節 アンカー工](#)の規定によるものとする。

3-18-3 軽量のり枠工

受注者は、軽量のり枠工（金属、木材、合成樹脂材等）の施工については、のり枠の格部材をのり面になじみよく据え付け、ボルト、連結金具等で緊結し、かつ、移動しないようアンカーピン又は杭等で斜面に堅固に固定しなければならない。

3-18-4 プレキャストブロックのり枠工

1. 受注者は、プレキャストブロックのり枠工の運搬、移動、組立に際しては、衝撃を与えないようにしなければならない。
2. PC法枠工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第6編 3-4-6 アンカー工（プレキャストコンクリート板）](#)の規定によるものとする。

3-18-5 現場打のり枠工

現場打のり枠工における型枠及びコンクリートの打設に当たっては、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート](#)の規定によるものとする。

3-18-6 現場吹付のり枠工

1. 受注者は、現場吹付のり枠工の施工に当たって、型枠鉄筋のプレハブ部材をのり面になじみよく据え付け、所定のアンカーピンを用いて、堅固に固定しなければならない。なお、アンカーピンの打込み後、必要に応じてセメントミルク、モルタル等で間隙を充填しなければならない。
2. 受注者は、現場吹付のり枠工の施工に当たって、型枠鉄筋のプレハブ部材を運搬、設置及びモルタル等の吹付作業中、たわみや変形を生じないように取り扱いなければならない。

3. 現場吹付のり砕工における鉄筋の取扱いについては、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第3章 第7節鉄筋工](#)の規定によるものとする。
4. 受注者は、法砕工の両端部の仕上げについては、地山となじみよく施工しなければならない。
5. 受注者は、モルタル等の吹付け作業の後、硬化する前に吹付けカスの除去、整形を行わなければならない。

第19節 アンカー工

3-19-1 適用

アンカー工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第6編 2-14-6アンカー工](#) 及び [第6編 3-4-7抑止アンカー工](#) の規定によるものとする。

3-19-2 一般事項

1. 受注者は、グラウトは、緊張時又は設計荷重作用時に所定の強度を有する品質のものを使用しなければならない。
2. 受注者は、加工された引張り材については、試験によってその品質が保証されたものを使用しなければならない。
3. 受注者は、アンカー頭部に用いる台座、支圧板及び締付け金具については、所定の機能と十分な強度を有し、有害な変形を生じないものを使用しなければならない。
4. 受注者は、アンカー工の施工に当たっては、地盤条件、周辺環境、工事の安全、公害対策等を検討して施工計画を作成し、監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、一次注入は、アンカー体が所定の位置に完全な状態で形成されるように実施しなければならない。
6. 摩擦抵抗型アンカーの一次注入は、加圧することを原則とする。
7. 受注者は、アンカー体造成後の削孔間隙の充填又は防食などのために行う二次注入については、アンカーの機能を損なわないように実施しなければならない。

第20節 擁壁工

3-20-1 井桁ブロック工

井桁ブロック工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-15-4井桁ブロック工](#) の規定によるものとする。

第21節 補強土工（盛土補強工）

3-21-1 適用

盛土補強工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 2-3-4盛土補強工](#) の規定によるものとする。

3-21-2 一般事項

1. 受注者は、現地発生材を盛土材とする場合は、表土や草根類が混入しないように除去

しなければならない。

2. 受注者は、補強材及び壁面材を仮置する場合は、水平で平らな所を選び、湾曲しないようにするとともに、地面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらぬようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。
3. 受注者は、補強材は、設計図書に従い設置し、折り曲げたり、はねあげたりしてはならない。
4. 受注者は、壁面材の組立に先立ち、適切な位置及び間隔に基準点や丁張を設け、壁面材の垂直度を確認しながら施工しなければならない。異常な変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、盛土材の1層の敷均し厚は、所定の締固め度が確保でき、締固めの仕上がり面が補強材の埋設位置の高さとなるように定め、施工しなければならない。
6. 受注者は、壁面付近のまき出し、敷均し作業は、各補強土工法のマニュアルに基づき行わなければならない。

第22節 地盤改良工

3-22-1 適用

地盤改良工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第7節地盤改良工](#)の規定によるものとする。

第23節 工場製品輸送工

3-23-1 適用

工場製品輸送工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第8節工場製品輸送工](#)の規定によるものとする。

第24節 構造物撤去工

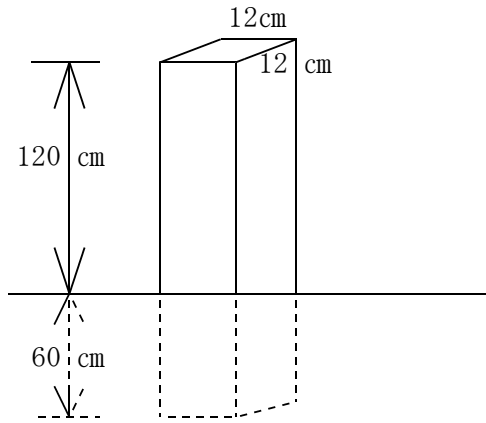
3-24-1 適用

構造物撤去工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第9節構造物撤去工](#)の規定によるものとする。

第25節 標柱工

3-25-1 一般事項

1. 治山工事において、標柱工で使用する標柱の寸法及び記載事項は次を標準とし、材質は石材又はそれと同等以上で折損に耐えうるものとしなければならない。
2. 表面には「平成 年度〇〇〇〇事業施行地 岡山県」と記載する。(〇〇〇〇には、復旧治山、予防治山、保安林改良等の事業名を記載)
また、裏面には「施行面積 〇〇 ha」と記載する。



第26節 仮設工

3-26-1 一般事項

仮設工の一般事項については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-1 一般事項](#)の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物については、本編第1章及び第2章に定める工事現場発生品、建設副産物及び根株・末木枝条の規定により適切に処理しなければならない。

3-26-2 工事用仮設道路

工事用仮設道路の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-2 工事用道路工](#)の規定によるものとする。

3-26-3 仮締切工

仮締切工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-5 土留・仮締切工](#)の規定によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 受注者は、仮締切工の施工に当たっては、施工現場及び周囲の状況等を十分考慮し、適切な位置に施工しなければならない。
- (2) 受注者は、流量、水圧、降雨時の増水の程度等を十分検討し、施工しなければならない。
- (3) 受注者は、河川管理施設、許可工作物及び溪岸等に対する局所的な洗掘等をさけるよう施工しなければならない。
- (4) 受注者は、土のうを用いる場合は、中詰め材料に草木、根株その他腐食物及び角の立った石礫等が混入しないようにしなければならない。
- (5) 受注者は、土のうに木杭等を打ち込む場合は、土のうの中心を貫通するよう打ち込まなければならない。
- (6) 受注者は、土のうを積み上げる場合は、特に指定がない限り小口を正面とし、所定の勾配によって積み上げなければならない。
- (7) 受注者は、土砂を用いる場合には、[本章 第3節 3-3-5 盛土工](#)の規定によるものとし、シート等を用いて漏水の防止に努めなければならない。

3-26-4 水替工

水替工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-7水替工](#)の規定によるものとする。

3-26-5 仮水路工

仮水路工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-11仮水路工](#)の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 受注者は、仮水路工は、工事期間中の流水を安全に流下させる規模構造としなければならない。

3-26-6 残土受入れ施設工

受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

3-26-7 足場工

1. 受注者は、足場設備は、自重、積載荷重、風荷重、水平荷重を考慮して、転倒あるいは落下が生じない構造としなければならない。
2. 受注者は、高所等へ足場を設置する場合には、作業員の墜落及び吊荷の落下等が起こらないよう関連法令に基づき、手すりなどの防護工を行わなければならない。
3. 受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、交通の障害とならないよう、必要に応じて板張防護、シート張り防護などを行わなければならない。
4. 受注者は、シート張り防護の施工に当たっては、ボルトや鉄筋などの突起物によるシートの破れ等に留意しなければならない。

3-26-8 型枠及び支保工

型枠及び支保工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第3章 第8節 型枠・支保](#)の規定によるものとする。

3-26-9 作業構台工

1. 受注者は、作業構台については、設置する工事用機械、構台上に仮に置く資材及び作業員等の重量に対し、十分余裕をもって耐えられる構造・規模としなければならない。
2. 受注者は、作業構台については、落下転落防止の安全柵を設けるとともに、作業床の最大積載荷重を定め、作業構台の見やすい場所に表示しなければならない。

3-26-10 ケーブルクレーン架設

1. 受注者は、ケーブルクレーンの施工に当たっては、つり荷荷重を考慮した適切な施設構造とするとともに、過積載とならないよう十分考慮しなければならない。
2. 受注者は、ケーブルクレーンの施工に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

3. ケーブルクレーンの運転は、運転に必要な安全教育を受けた者が行わなければならない。
4. 受注者は、ウィンチの設置については、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 主索直下、作業索の内角とならない場所に設置する。
 - (2) 落石、出水などの被害を受けない場所に設置する。
5. 受注者は、標示及び標識を作業現場の見やすい位置に設置しなければならない。
6. 受注者は、支柱の作設にあたっては、まず第一に安全上の見地から、使用される支柱や伐根等が十分な強度を有するものを使用しなければならない。
7. 受注者は、ガイドブロックの取り付けに当たっては、支柱の損傷及び折損の防止のために、あて木を使用し、台付けロープを腹一回以上巻き、両端のアイ部に取り付けなければならない。また、台付ロープの強度及び夾角を適正なものとしなければならない。内角に立ち入る必要がある箇所ではワイヤーロープ、ガイドブロックの飛来防止対策を講じなければならない。
8. 受注者は、ガイラインの取り付けに当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) ガイラインはゆるみのないように2本以上張り、各ブロックの取り付け位置より上部になるように取り付ける。
 - (2) ガイラインを張る方向は、支柱に対する角度によって決め、主索の前方向と後方角を見定めて適正に取り付ける。
 - (3) 真上から見た主索の固定方向に対するガイラインの角度は、原則として30度以上とし、柱に対するガイラインの角度は45度以上60度以下とする。
 - (4) ガイラインを立木や根株に固定する場合は、2回以上（腹2巻）巻きつけた上、クリップ等を適切に使用し、確実に取り付ける。
9. 受注者は、サドルブロックの取り付けにあたっては、荷下ろし盤台に対し、スカイラインが必要十分な高さを保ち得る位置に取り付けなければならない。
10. 受注者は、向柱には、ウィンチのドラムから出る全ての作業索が通過し、これらの作業索に働く張力によって複雑な荷重がかかるので、ガイラインの取り付け方向や本数を良く検討しなければならない。
11. 受注者は、ケーブルクレーンの主索については、荷重に耐えられる太さのものを使用しなければならない。
12. 受注者は、ワイヤーロープの廃棄については、諸法規に基づき、適正に行わなければならない。
13. 受注者は、主索を張り上げた際には、必ずその緊張度を調べ中央垂下比が適正值であることを確認しなければならない。また、主索の緊張度は作業中に変化することがあるので、使用期間中に必要な場合において、点検を行い緊張度を確かめ、変化が生じた時に適宜緊張力を調整し、常に適正な緊張度を保つようにしなければならない。

3-26-11 モノレール

1. 受注者は、モノレールの設置にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。
2. 受注者は、レールについては、道路などと適切な距離を保つと共に、機体が通行人などに接触しないように設置しなければならない。

3. 受注者は、分岐点を設ける位置は、できるだけ平坦な場所としなければならない。
4. 受注者は、レールの傾斜角、支柱間隔についてはメーカーの定める基準等を参考に、適切なものとしなければならない。
5. 受注者は、支柱には、地圧盤を装着し、原則として岩に達するまで打ち込みをし、地層条件により岩に達しない場合は、十分な支持力を有する構造としなければならない。
6. 受注者は、モノレールの運行や作業を始める前に、モノレールの運行時間や乗降位置などを定めた運行計画を作成しなければならない。特に定めのある場合を除き、運行計画を監督員に提出するとともに、これに従って作業を行わなければならない。また、運行計画の内容を現場作業者に周知しなければならない。
7. 受注者は、モノレールの発進や停止、危険を知らせるための合図の方法をあらかじめ定め、現場作業者に周知させるとともに、実際に作業前に合図の確認を行わなければならない。
8. 受注者は、モノレールの発進や停止、危険を知らせるための合図の方法をあらかじめ定め、現場作業者に周知させるとともに、実際に作業前に合図の確認を行わなければならない。
9. 受注者は、レール・支柱の点検整備は、支柱の沈下や横揺れ、レールの歪や磨耗、レールジョイントの損傷、ボルトの緩みなどに注意して行い、これらに異常が認められた場合は補強、修理、交換を行わなければならない。

3-26-12 防塵対策工

防塵対策工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-17 防塵対策工](#)の規定によるものとする。

3-26-13 防護施設工

防護施設工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-19 防護施設工](#)の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定に当たっては、落石及び飛散物等の周辺への影響がないように留意しなければならない。
- (2) 受注者は、民家又は公共施設に近い現場の施工において、重機等を使用するなど騒音等の防止を図る必要がある場合は、監督員と協議するとともに、必要に応じて防音対策を行わなければならない。

3-26-14 除雪工

除雪工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-20 除雪工](#)の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 受注者は、除雪による雪等は森林等に影響を与えないように処理しなければならない。

第2編 治山編

第1章 溪間工

第1節 適用

1. 本章は、治山工事における溪間工の材料及び施工について適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、**第1編共通編**の規定によるものとする。なお、溪間工において山腹工の工種を適用する場合には、**本編 第2章山腹工**の規定に準ずるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、**岡山県土木工事共通仕様書 第6編 第1章 第2節適用すべき諸基準**の規定によるほか、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本治山治水協会 治山技術基準解説〔総則・山地治山編〕

第3節 総則

1-3-1 一般事項

受注者は、正しい位置に所定の基礎高、構造物高及び構造物各部の形状寸法をもって仕上げなければならない。

1-3-2 床掘土砂の処理

受注者は、床掘土砂は、原則として堤体の上流側に運搬し、工事及び作業者の安全確保に支障がないように処理しなければならない。やむを得ず上流側以外に処理する場合は、監督員と協議しなければならない。

1-3-3 廻排水

受注者は、設計図書に示す廻排水については、次の各号に留意して施工しなければならない。

- (1) 仮締切及び排水路は、堤体下部の水抜きを使用できるまでの期間の流量を安全に流下させる断面をとり、これに耐える構造とすること。
- (2) ポンプ排水は、堤体下部の工事中に発生する水量を施工に支障のない程度に排水させること。

第4節 治山ダム

1-4-1 コンクリート治山ダム

1. 一般事項

- (1) コンクリート治山ダム工における一般事項については、本節に定めるもののほか、

岡山県土木工事共通仕様書 第6編 1-6-1 一般事項 第2項～第7項 の規定に準ずるものとする。

- (2) 受注者は、コンクリート治山ダムの施工に当たって、本体、水叩き、垂直壁及び側壁が一体とならないよう施工しなければならない。

2. コンクリート治山ダム本体工

コンクリート治山ダム本体工の施工については、岡山県土木工事共通仕様書 第6編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工 の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「堰堤」とあるのは「治山ダム」と読み替えて適用する。

3. コンクリート副ダム工

コンクリート副ダム工の施工については、前項 コンクリート治山ダム本体工 の規定によるものとする。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

1-4-2 鋼製治山ダム

1. 一般事項

- (1) 受注者は、鋼材搬入時には、納入書と照合して部材数量及び部材ナンバーを確認しなければならない。
- (2) 受注者は、品質証明書（ミルシート）、溶接証明書を監督員に提出しなければならない。

2. 工場製作工

工場製作工については、岡山県土木工事共通仕様書 第6編 第1章 第3節工場製作工 の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「堰堤」とあるのは「治山ダム」と読み替えて適用する。

3. 鋼製治山ダム本体工

- (1) 鋼製治山ダム本体工の施工については、岡山県土木工事共通仕様書 第6編 1-7-5 鋼製堰堤本体工 の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「堰堤」とあるのは「治山ダム」と読み替えて適用する。
- (2) 枠工タイプ
枠工タイプの施工については、第1編 3-1 2-2 鋼製枠工 の規定によるものとする。
- (3) スリットタイプ
スリットタイプの施工については、第1編 3-1 2-2 鋼製枠工 の規定によるものとする。
- (4) バットレスタイプ
(ア) 受注者は、基礎、袖の順にコンクリートを打設するものとし、袖上流側に止水壁

がある場合は、袖と一体として打設しなければならない。

- (イ) 受注者は、鋼材の組立に当たっては、所定の組立順序に従って正確に行わなければならない。
- (ウ) 受注者は、箱抜き部分へコンクリートを充填する場合は、基礎コンクリートと同質のコンクリートでアンカーボルトが所定の間隔を保ち、かつ完全に密着するよう十分突固め所定の期間養生しなければならない。
- (エ) 受注者は、鋼材の組立完了後、塗装面のキズ等を補修しなければならない。

4. 現場塗装工

- (1) 鋼製治山ダムにおける現場塗装工の施工については、**岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-3-3 1 現場塗装工**の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「堰堤」とあるのは「治山ダム」と読み替えて適用する。
- (2) 受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。
- (3) 鋼製治山ダムにおける現場塗装の材料については、**岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-1 2-2 材料**の規定によるものとする。

1-4-3 木製治山ダム

受注者は、木製治山ダムの施工に当たって、中詰石を詰める作業は木材の組立と並行して層毎に行い、木材の隙間からこぼれ落ちないように、また、設計で用いた中詰石の単位体積重量が得られるよう詰めなければならない。

1-4-4 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工（床掘り・埋戻し）の施工については、**岡山県土木工事共通仕様書 第6編 1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**の規定に準ずるものとする。

1-4-5 間詰工

- 1. コンクリート間詰工の施工については、**本章 1-4-1 コンクリート治山ダム 第2項 コンクリート治山ダム本體工**の規定によるものとする。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- 2. 受注者は、間詰工（天端間詰等を含む。）の位置、構造等については、設計図書によるものとするが、地山となじむものとなるよう事前に監督員と協議し、堤体の進捗と合わせて施工するようにしなければならない。

1-4-6 側壁工

- 1. コンクリート側壁工の施工（天端間詰等の擁壁型間詰工を含む。）については、**本章 1-4-1 コンクリート治山ダム 第2項 コンクリート治山ダム本體工**の規定によるものとする。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

2. 鋼製側壁工の施工については、**岡山県土木工事共通仕様書 第6編砂防編 1-9-6 鋼製側壁工**の規定によるものとする。

1-4-7 水叩工

1. 受注者は、水叩工を施工する場合は、原則として水平打継ぎをしてはならない。
2. **コンクリートの施工については、本章 1-4-1 コンクリート治山ダム 第2項コンクリート治山ダム本體工**の規定によるものとする。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

1-4-8 垂直壁工

垂直壁工の施工については、**岡山県土木工事共通仕様書 第6編 1-8-4 コンクリート堰堤本體工**の規定によるものとする。

第5節 護岸工

1-5-1 一般事項

護岸工の施工については、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、仮締切、瀬がえ等の施工に当たっては、流量及び工期を考慮して十分安全な構造としなければならない。
- (2) 受注者は、既設工作物と接して施工する場合は、現地に即してなじみよく取り付けなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリート等護岸工で延長20m以上のものについて、設計図書で定める場合を除き、原則として10m～15mごとに伸縮継目を設けなければならない。
- (4) 工事順序は、原則として上流から下流に向かって行わなければならない。
- (5) 受注者は、護岸工には、背面の背面の排水を速やかに行うよう傾斜を付けて水抜孔を設置しなければならない。
- (6) 受注者は、護岸工の背面水抜工周辺その他必要な箇所には、原則として砂利等による透水層を設けなければならない。

第6節 根固工

1-6-1 適用

根固工の施工については、本節に定めるもののほか、**岡山県土木工事共通仕様書 第4編 第1章 第9節根固め工**の規定に準ずるものとする。

1-6-2 一般事項

1. 受注者は、根固めコンクリートブロックの施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
 - (1) 原則として水中打込みを行わないこととし、やむを得ず水中コンクリートの施工を必要とする場合は、監督員の承諾を得るものとする。
 - (2) ブロックの運搬及び据付けに当たっては、努めて振動もしくは衝撃の少ない方法を選ぶこととし、また、ブロックの捨て込みは所定の位置に据え付けるものとし、既設

の工作物を損傷しないようにするものとする。

2. 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、設計図書に定めるものによるものとする。

第7節 水制工

1-7-1 適用

水制工の施工については、**本章 第5節護岸工** 及び **第6節根固工** の規定に準ずるものとする。

第8節 流路工

1-8-1 適用

流路工の施工については、本節に定めるもののほか、**本章 第5節護岸工** 及び **第6節根固工** の規定に準ずるものとする。

1-8-2 一般事項

受注者は、三面張りの流路工の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

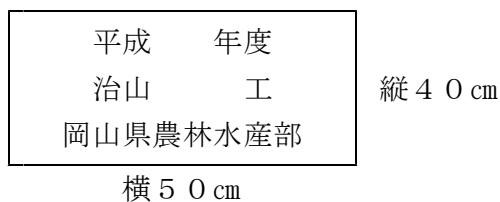
- (1) 底張り部分の基礎は、不等沈下の生じないように十分突き固め、平滑に仕上げた後にコンクリートを打設すること。
- (2) 底張りコンクリートを打ち継ぐ場合は、伸縮継目と同一箇所とし、打ち継ぎ面が断面に直角になるようにすること。

第9節 銘板工

1-9-1 一般事項

溪間工において、銘板工で使用する銘板の寸法及び記載事項は次を標準とし、材質は石材又は金属類としなければならない。

なお、設置位置は、治山ダムの放水路天端線より上側に位置する袖部で、目につきやすい位置とする。



第2章 山腹工

第1節 適用

1. 本章は、治山工事における山腹工の材料及び施工について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、[第1編共通編](#)の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本治山治水協会 治山技術基準解説〔総則・山地治山編〕
- (2) 日本道路協会 落石対策便覧

第3節 総則

2-3-1 一般事項

1. 受注者は、のり切工と土留工、埋設工、暗きょ工等の施工は、原則として最初に崩落崖や転石等の危険な部分を切り落とし、次に土留工等の施工、最後にのり切仕上の順序としなければならない。なお、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、植生工、吹付工、法枠工、かご工、アンカー工、抑止アンカー工その他これらに類するのり面工事については、[岡山県土木工事共通仕様書 第6編 3-4-1-1 一般事項](#)の規定に準じて施工しなければならない。

第4節 のり切工

2-4-1 適用

のり切工の施工については、[本節](#)に定めるもののほか、[第1編 3-3-2 一般事項](#)、[3-3-3 掘削工](#)の規定によるものとし、これらに特に定めのない事項については、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第2章 第3節河川土工・海岸土工・砂防土工](#)の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「砂防」とあるのは「治山」と読み替えて適用する。

2-4-2 一般事項

1. 受注者は、のり切工の施工は、崩落崖や不規則な山腹斜面を安定斜面に整形することを目的とするため、設計図書に基づき、斜面上部から下部に向かって順次施工しなければならない。
2. 受注者は、のり切土砂は、上方から下方に向かって順次かき下ろし、降雨等によって流出しないよう斜面に安定させなければならない。また、かきならしの際、根株、転石その他の山腹工の施工に障害となる物の処理については、監督員と協議しなければならない。

3. 受注者は、崩落等の危険のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等不良箇所の法切に当たっては、あらかじめ監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、多量の法切土砂を山腹斜面に堆積させるときは、数回に分けて施工し、切取土砂の安定を図らなければならない。
5. 受注者は、のり切完了後は、監督員の確認を受けなければ後続する作業を進めてはならない。ただし、監督員が承諾した場合は、この限りではない。

第5節 土留工

2-5-1 一般事項

受注者は、土留工の施工に当たっては、切取面の保護及び切取土の処理に十分留意しなければならない。

2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工（床掘り・埋戻し）の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第6編 3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）](#)の規定に準ずるものとする。

2-5-3 水抜き

1. 受注者は、コンクリート土留工、練積土留工等の遮水型の土留工には、背面の排水を速やかに行うよう、傾斜を付けて水抜孔を設置しなければならない。
2. 受注者は、設計図書で定める場合を除き、水抜きは原則として内径50～100mm程度のものを使用し、おおむね3㎡に1箇所以上設けるものとする。

2-5-4 裏込め

1. 受注者は、コンクリート土留工の裏込めに砂利等による透水層を設ける場合は、均質で透水性の良い材料で十分に締め固めを行わなければならない。
2. 受注者は、設計図書により裏込めを設けない場合には、土圧が土留工背面に均等に作用するよう良質土で埋め戻すとともに、良好な排水性を確保しなければならない。

2-5-5 コンクリート土留工

コンクリート土留工の施工については、[第1編 第3章 第4節無筋・鉄筋コンクリート](#)の規定によるものとする。

2-5-6 練（空）積土留工

練（空）積土留工の施工については、[第1編 第3章 第6節石・ブロック積（張）工](#)の規定によるものとする。

2-5-7 丸太積土留工

受注者は、丸太積土留工の施工に当たっては、横木と控木はボルト、鉄線等で緊結し、丸太と丸太との間には、土砂、礫等を詰め、十分突き固めなければならない。

2-5-8 コンクリート板土留工

1. 受注者は、コンクリート板土留工の床掘は、所定の深さに掘り下げ、基礎地盤に達しない場合は、基礎栗石に目つぶし砂利を充填し、十分に突き固めなければならない。
2. 受注者は、コンクリート板の積上げは、床掘り完了後、部品の組立てを行い指定の材料を20cm厚さに中込めし、十分突き固め、表板控板を緊張し、その上に指定の材料を所定の厚さに投入し、基礎地盤程度の固さに仕上げなければならない。
3. 受注者は、裏込礫をコンクリート板の施工高と平行して所定の厚さに詰め込み、施工しなければならない。
4. 受注者は、湧水箇所及び湿潤な箇所では、控棒を通して排水できるようにしなければならない。

2-5-9 鋼製枠土留工

1. 受注者は、鋼製枠土留工の施工については、**第1編 第3章 第12節 3-12-2 鋼製枠工**の規定によるものとする。
2. 受注者は、中詰材が土砂の場合は、十分に締め固めを行わなければならない。

2-5-10 簡易鋼製土留工

簡易鋼製土留工の施工については、**第1編 第3章 第8節簡易鋼製土留壁工**の規定によるものとする。

2-5-11 井桁ブロック土留工

井桁ブロック土留工の施工については、**第1編 第3章 第20節井桁ブロック工**の規定によるものとする。

2-5-12 土のう積土留工

土のう積土留工の施工については、**第1編 第3章 第15節土のう積工**の規定によるものとする。

第6節 埋設工

2-6-1 一般事項

1. 埋設工の施工は、**本章 第5節土留工**の規定に準ずるものとする。
2. 受注者は、埋設工と暗きょ工を同時に施工する場合には、原則として暗きょ工を優先して施工しなければならない。

第7節 暗きょ工

2-7-1 一般事項

1. 暗きょ工の床掘に当たっては、あらかじめ地上に基準点を設け、水の流れを勘案し、所定の深さで施工しなければならない。
2. 受注者は、暗きょ工の施工中、所定の床掘をしても不透水層又は旧地盤に達しない場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

3. 受注者は、暗きょ工の埋戻しは、礫や透水性の良い土から順次埋め戻し、仕上げなければならない。

2-7-2 礫暗きょ工

受注者は、礫暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘をし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋め戻さなければならない。

2-7-3 鉄線籠暗きょ工

受注者は、鉄線籠暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘をし、地ならし後、十分突き固め石詰しながら鉄線籠を据え付け、鉄線で相互の連結を十分に安定させ、目詰りを防ぐため礫等で被覆してから、埋め戻さなければならない。

2-7-4 その他二次製品を用いた暗きょ工

受注者は、各種の暗きょ排水管等を用いた暗きょ工の施工に当たっては、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。

第8節 水路工

2-8-1 適用

山腹工における水路工の施工については、本節に定めるもののほか、**第1編 第3章 第11節水路工**の規定によるものとする。

2-8-2 一般事項

1. 受注者は、水路工の施工に当たっては、浮水路とならないように留意し、基礎は十分突き固めなければならない。
2. 受注者は、水路の勾配は区画ごとに一定にするとともに、平面的にも極端な屈曲は避けなければならない。
3. 水路工は、床拵を十分に行って、水が自然に集中するように築設しなければならない。

2-8-3 張芝水路工

1. 受注者は、張芝水路工は、芝を敷き並べ十分突き固めた後、所定の竹、ヤナギ、ウツギ等の目串で固定し、安定させなければならない。
2. 受注者は、水路肩の芝付けは、水路側に傾斜させなければならない。
3. 受注者は、芝の継手が四つ目にならないように施工しなければならない。

2-8-4 練張及び空張水路工

1. 受注者は、張石は、長い方を流路方向に平行におき、また、中央部及び両肩には大石を使用しなければならない。
2. 受注者は、張石が抜けやすい裏込め及びコンクリートを充填しなければならない。

2-8-5 丸太柵及び編柵水路工

1. 丸太柵及び編柵水路工の施工は、第1編第3章第14節柵工の規定に準ずるものとする。
2. 受注者は、柵に使用する帯梢は、なるべく萌芽性のものを用いなければならない。

2-8-6 土のう等緑化二次製品水路工

1. 受注者は、種子付き土のう等を使用する場合は、種子を装着した面を上にし、十分踏み固めて路床に密着させ、必要に応じて所定の間隔で止杭を用い固定しなければならない。
2. 受注者は、種子付き土のう等から種子や肥料が落ちないように、取扱いに留意して施工しなければならない。
3. 受注者は、水路肩の土のうは、水路側に傾斜させなければならない。
4. 受注者は、土のうの継手は、特に指示のない限り長辺を流路方向に平行に、かつ、四つ目にならないよう施工しなければならない。

第9節 柵工

2-9-1 適用

山腹工における柵工の施工については、本節に定めるもののほか、第1編第3章第14節柵工の規定によるものとする。

2-9-2 コンクリート板柵工

1. 受注者は、板柵は、親杭の固定柵に完全に接し、かつ、最下端より10～20cm程度地盤に埋め込まなければならない。
2. 受注者は、板柵は、設定された連結部を鉄線をもって相互に連結し、上質粘土又はモルタルをもって連結点を充填するものとする。
3. 受注者は、親杭と板柵は、木枠で安全に固定しなければならない。
4. 受注者は、アンカープレートは、板柵に平行に設置し、土圧が働いた場合、地下に潜入するよう傾斜角をもっていなければならない。
5. 受注者は、アンカープレートは、土圧の作用を完全にするためアンカープレートの中心点にタイロットの取付け孔を有するものとする。

第10節 階段切付工

2-10-1 階段切付

1. 受注者は、のり切土砂堆積部分の階段切付けは、土砂を1回以上降雨にさらし、安定させた後に行わなければならない。
2. 受注者は、階段面は、やや山側下がりに勾配を付けて切り付けなければならない。また、原則として水平（等高線状）に階段を切らなければならない。
3. 階段は原則として上部より切付けなければならない。
4. 筋工等を施工する場合は必要な土砂量を想定し、過不足のない程度階段の奥部、又は階段間斜面に埋め戻し用土砂を残しておかななければならない。

5. 湧水、又は軟弱地盤の箇所、あるいは岩盤露出の箇所等、段切りが困難な箇所については監督員と協議しなければならない。

第11節 筋工

2-11-1 一般事項

受注者は、筋工の施工に伴う斜面整地の施工に当たっては、上方から下方に向かって順次凹凸なく均し、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を除去しなければならない。

2-11-2 石筋工

受注者は、積石は、長径を控方向に使用し、根石の下及び天端に所定の萱又は雑草株を植え付けて仕上げなければならない。

2-11-3 萱筋工

受注者は、階段を設けない筋工の場合は、直高は50cm程度を標準とし、萱又は雑草株を帯状に植え付け、踏み固め仕上げなければならない。

2-11-4 丸太筋工

1. 受注者は、横木丸太は、元口、末口を交互に積み重ね、特に指定されない限りその背後に埋め土をしなければならない。
2. 受注者は、最下段の横木丸太は、地面に密着させなければならない。
3. 受注者は、杭の打ち込みに当たって、土質等により設計図書に示された打ち込み深さの確保が困難な場合は、監督員と協議しなければならない。

2-11-5 植生土のう筋工

1. 受注者は、植生土のうの仕上寸法は、幅30cm、長さ50cm、高さ10cmを標準としなければならない。
2. 受注者は、中詰土には石礫が少ない土砂を使用しなければならない。

2-11-6 積苗工

1. 積苗土は階段前部に所定の犬走りを取り、敷芝をおき、一段目のたて芝を置いて土砂を埋め戻し、よく踏みしめながら土羽板で締め固め、天芝又は控芝を置くものとする。
なお、5枚積の場合、上段たて芝は施工後すべり落ちやすいので、控芝の前端部よりやや控えて施工しなければならない。
2. 段積工は前項に準じて施工し、階段状に浮土を処理しなければならない。

2-11-7 その他緑化二次製品を用いた筋工

1. 受注者は、緑化二次製品を用いた筋工の施工は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。
2. 不織布、紙などに種子肥料を装着した製品は、**本章 第12節伏工**の規定に準じて施工するものとする。

第12節 伏工

2-12-1 一般事項

受注者は、斜面整地は、上方から下方に向かって順次凹凸なく均し、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を取り除き、平滑にしなければならない。また、被覆材料はのり面に密着させるよう施工しなければならない。

2-12-2 わら伏工

1. 受注者は、階段を切って筋工等と併用させる場合は、わらの先端を階段上に埋め込み、茎の部分を斜面に沿って垂らし、下部は縄を張って押さえなければならない。
2. 受注者は、階段を切らないで施工する筋工等の斜面被覆の場合は、わらを水平に敷き並べ、その両端を止め縄で止めなければならない。
3. 受注者は、わらの飛散を防止するための止め縄及び押縄は、斜面長、わらの長さに応じて適切な間隔とし、必要によって目串等で縄を押さえるものとする。

2-12-3 むしろ伏工

1. 受注者は、むしろ伏工の施工に当たっては、むしろのわらがのり面に水平になるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。
2. 受注者は、種子、肥料を装着したむしろは、その面をのり面に密着させなければならない。

2-12-4 網伏工

1. 播種を伴う網伏工は、次節に準ずるものとする。
2. 受注者は、網伏工は、原則として上部から下方に向かって行い、安全に留釘等で地表面に密着させ、固定しなければならない。
3. 受注者は、網の連結は、上部の網を上、下部の網を下にして1目以上重ね、網と同質以上の材料で連結しなければならない。
4. 受注者は、網伏工にロープを使用する場合は、次の各号によるものとする。
 - (1) 施工斜面の周囲の網端部は、ロープで密着固定し、ロープの交点及び必要な箇所をアンカーで固定すること。
 - (2) 斜面部分のロープは、網と密着固定し、交点及び必要な箇所をアンカー又は留釘等で固定すること。

2-12-5 その他二次製品を用いた伏工

受注者は、二次製品を用いた伏工の施工は、設計図書によるほか、それぞれの特徴に応じ、施工しなければならない。

第13節 実播工

2-13-1 一般事項

1. 実播工と各種伏工、筋工等を併用して施工する場合の伏工及び筋工は、**本章 第 1 1 節筋工** 及び **第 1 2 節伏工** の規定によるものとする。
2. 受注者は、必要に応じてあらかじめ種子に発芽促進処理を行うものとする。
3. 受注者は、強風や豪雨のとき、又は、播種直後にそのおそれがあるときは播種を行ってはならない。

2-13-2 筋実播工

1. 受注者は、原則として水平（等高線状）に溝をつけなければならない。
2. 受注者は、所定の種肥土を溝に均等に播き込まなければならない。
3. 受注者は、播種後は、土羽板等で十分打ち固めなければならない。

2-13-3 斜面実播工

1. 受注者は、斜面の浮き土砂を下方の土留工、柵工等で完全に処理した後でなければ、斜面実播工を行ってはならない。
2. 受注者は、浮き土砂の整理後、のり面にレーキ等で水平に溝を付け、種子の流亡を防ぐようにしなければならない。
3. 受注者は、所定の種肥土を均等に行きわたるように播かなければならない。

2-13-4 航空実播工

1. 一般事項

航空実播工は、スラリー方式（粘液状のスラリー材（基材）を散布するもの）と、ベース方式（ベース材を塊状にして分散投下し、次いでスラリー材（基材）を散布するもの）に区別するものとする。

2. 使用機種

- （1）機種は、ベル 206 B 又はこれと同程度の性能を有するヘリコプターを標準とする。
- （2）受注者は、使用する機械器具については、かくはん装置付き散布機、ミキサ等で、空中散布に適したものを選定しなければならない。

3. 現場管理

- （1）受注者は、散布実施に先立ち、施工地を空中から識別できるよう現地に標識等を設置しなければならない。
- （2）受注者は、散布に当たっては、民家その他の地物を汚染させないように注意し、また、夜間繫留中は警備員を配置し、事故の防止に努めなければならない。
- （3）受注者は、ヘリポートや燃料置場では火気使用は一切禁止するとともに、「火気厳禁」の標示をしなければならない。
- （4）受注者は、材料調合、積込に使用する機器、機体及び散布装置の洗浄の際、有害となる廃液は監督員の指示に従い処理しなければならない。

4. 仮設工事等

受注者は、器具の据付け、その他仮設工事の施工については、あらかじめ監督員の承認を得なければならない。

5. ヘリポート

- (1) 受注者は、ヘリポートについては、航空機の離着陸、作業などに支障のない面積を確保するとともに付近の民家等に害を及ぼさない場所を選定しなければならない。
- (2) 受注者は、ヘリポートには、風の方向を示す「吹流し」を掲げなければならない。

6. 散布前の調査

受注者は、あらかじめ監督員と散布前に施工区域を地上から確認の後、試験飛行を行い、運搬通路に当たる建物、道路、溜池、耕地及び区域内の除地等を十分把握し、不用意な散布、或いは吐出後のたれ流し等により、後日問題が生じないよう細心の注意を払わなければならない。

7. 実播材料

- (1) 種子は、第1編 2-4-4 種子の規定によるもののほか、別に指示する標準発芽率を有するものとし、標準発芽率に満たない種子は監督員の指示により増量しなければならない。
- (2) 受注者は、使用する種子について、使用前に発芽試験表を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- (3) 土壌改良材、接着剤、忌避材は有害な成分及び夾雑物を含有せず、品質が良好なものでなければならない。
- (4) 水は植物の生育に障害となる油、アルカリ、有機物、塩分等を含まない清水でなければならない。

8. 材料配合

- (1) 受注者は、種子、肥料、土壌改良材等は監督員の承認を得て、固まりのないよう配合しなければならない。
- (2) 受注者は、材料の混合については、散布方式に応じた順序、方法で投入し、5分以上攪拌し、均一なスラリーとしなければならない。なお、乾燥したファイバー等を使用する場合は、10分以上攪拌しなければならない。

9. 積込み

受注者は、ヘリポートでの積込作業は、ヘリコプターが完全に接地してから行わなければならない。

10. 散布飛行

受注者は、施工時期は種子の発芽、生育に支障のない時期とし、特に施工日は実播に支障を来す風、雨等の日を避けなければならない。

- (1) 風速（地上1.5mの平均風速）

風速が次の強さを越えるときは散布してはならない。

剤 型	粉 体	粒 体	液 体	ベース体
風 速	3 m / sec	5 m / sec	5 m / sec	5 m / sec

(2) 気流

気流が発生し、特に悪影響があると認められるときは散布してはならない。

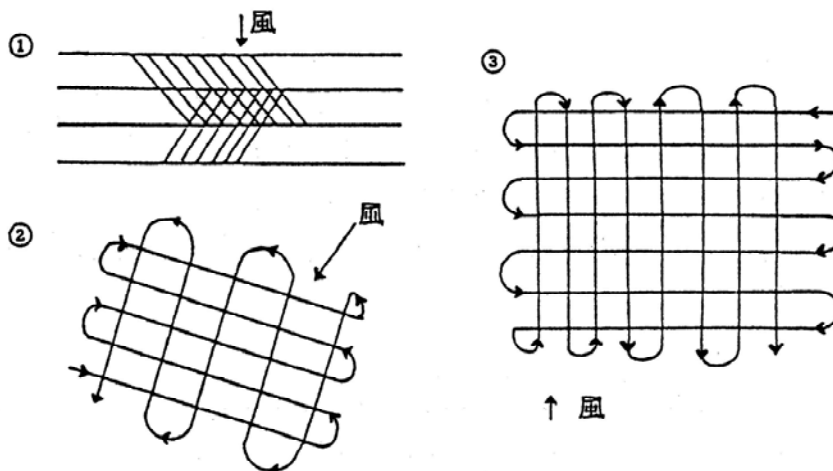
(3) 雨

降雨時及び散布直後雨が予想される場合は散布してはならない。

1 1. 散布方法

(1) 受注者は、散布については、10～20m程度の上空から地形、傾斜に応じて調整しながら行い、散布間隔は、散布装置、散布材料等に応じ4～30mの範囲で行うなどして、均等に散布しなければならない。

(2) 受注者は、散布は風下から行い、次のいずれかとしなければならない。



1 2. 散布状況確認調査

(1) 受注者は、散布状況を把握するため、1 ha 当たり2箇所以上で散布状況確認調査を行い、必要がある場合は、補正播種等を行わなければならない。

(2) 受注者は、散布状況が散布される材料により異なるため、調査方法を監督員と協議の上、定めなければならない。

1 3. 飛行記録

受注者は、施工後、飛行時間記録を監督員に提出しなければならない。

第14節 植栽工

2-14-1 適用

山腹工における植栽、追肥、補植等は、特に設計図書に定める場合を除き、**本編 第4**

章 第4節植栽の規定によるものとする。

第15節 ソイルセメント工

2-15-1 ソイル

1. ソイルの規格は、5mmふるいを通過したものでなければならない。
2. ソイルは、ごみ、雑物等の混入を防止するとともに、含水率が一定に保たれるようにしなければならない。

2-15-2 配合及び混合

1. 受注者は、配合は最適含水率に達する水量を決定し、監督員の指示を受けなければならない。
2. 受注者は、ソイルセメントの練り混ぜには、バッチミキサーを使用しなければならない。ただし、監督員の承認を受けたときは手練りとすることができる。
3. 受注者は、材料をミキサーに投入する場合はソイル、セメント、水の順序とし、まずソイルとセメントの空練りを行い、のちに水を加えて練り混ぜなければならない。練り混ぜ時間は空練りで2.0分間、水を加えて1.5分間以上でなければならない。

2-15-3 打込み

1. 受注者は、ソイルセメントは材料の分離、および損失を防ぐことができる方法で速やかに運搬し、直ちに所定の箇所に打ち込まなければならない。
2. 受注者は、締め固めは人力及びランマーの場合、まき出し厚さを15cm、ローラーの場合は20cmを標準とする。
3. 受注者は、硬化したソイルセメントに新しいソイルセメントを打ち込む場合は、打ち継ぎ面を清掃し十分な給水の後、その上に打たなければならない。

2-15-4 養生

1. 受注者は、ソイルセメントの養生に当たって、打ち込み後、湿度、乾燥等の有害な影響を受けないように常にむしろ、シート等で湿潤状態を保たなければならない。
2. 受注者は、ソイルセメントの硬化中に振動、衝撃、加重を加えないよう保護しなければならない。

第16節 落石防止工

2-16-1 一般事項

1. 受注者は、落石防止工の施工に当たり、事前に調査し、危険と思われる斜面内に浮石、転石がある場合は、その処理方法について監督員と協議し、安全対策をとって工事に着手しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、災害防止のための措置をとった後、すみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、工事着手前及び工事中に斜面内に新たな落石箇所を発見したときは、監督員に報告し、防止対策について監督員の指示によらなければならない。
3. 受注者は、指定仮設工がある場合は、監督員の確認を受けた後で本工事に着手しなけ

ればならない。

4. 受注者は、落石防止工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、監督員の承諾を得なければならない。

2-16-2 落石予防工

1. 転石整理工

- (1) 受注者は、火薬類は原則として使用してはならない。
- (2) 受注者は、破碎方法は削岩機・膨張剤等による機械破碎及び人力破碎とし、監督員の承諾を得て行わなければならない。
- (3) 受注者は、破碎後の岩砕は落下しないよう処理しなければならない。
- (4) 受注者は、作業中の安全対策として、ワイヤーロープ、ワイヤーモッコ等による転石の仮固定など落下防止の対策を講じ、監督員の確認を受けなければならない。
- (5) 受注者は、ワイヤーロープ等の両端部の固定は、立木又はロックボルトにより複数箇所固定し、不測の事態に十分対応できるものとしなければならない。
- (6) 受注者は、固定用のロックボルトは、垂直方向に打ち込まなければならない。

2. 被覆土

- (1) 受注者は、施工前に不安定土石及び雑物の除去清掃をした後、施工区域ワイヤー工等の併用工法を含めて監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、岩の割れ目、隙間には特殊モルタルを十分に充填するため、帯状に優先して施工しなければならない。
- (3) 受注者は、亀裂のない大転石の表面まで一律に被覆してはならない。

3. 固定工

- (1) 受注者は、ワイヤーが岩の突起部等により屈曲（変形、つぶれ、ねじれ）する際は保護材等により、ワイヤーの強度に支障の生じないように留意しなければならない。
- (2) 受注者は、アンカー工は、石面に直角方向としなければならない。
- (3) 受注者は、アンカー深は、下部に（必要寸法を記入する）必要寸法以上打ち込まなければならない。
- (4) 受注者は、ロックボルトの削孔は削岩機で施工するが、削孔中転石に亀裂が入ったり危険な状態になった時は直ちに作業を中止し、応急対策を講じた後、監督員の指示を受けなければならない。
- (5) 受注者は、削孔を行う前には、**本条 第1項転石整理工（4）～（6）**の規定に準じて安全対策を講じなければならない。
- (6) 受注者は、削孔中は必ず見張りの者を付けなければならない。
- (7) 受注者は、ロープ伏工の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
 - ア. 浮石等の荷重に十分耐えられるようにロープの支持力部のアンカーは、しっかりした基岩、又は土中に取り付け、確実に定着するものとする。
 - イ. ワイヤーロープやアンカーボルトは腐食しないよう取り扱いに当たって注意するものとする。

- (8) 受注者は、岩接着工の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
- ア. 支障木の伐開、除根等は必要最小限とし、作業前に監督員の指示を受けるものとする。
 - イ. 接着する岩の表面は接着強度が確保できるよう十分清掃し、間詰材として石材を使用する場合は、材質及びその表面が設計強度以上のものとする。
 - ウ. 受注者は、岩接着工の施工に当たっては、岩接着剤の使用量を確認できるよう十分に管理しておくものとする。

4. 根固工

- (1) 施工前には十分点検を行い、監督員の指示を得て、**本条 第1項転石整理工(4)**の規定に準じて安全対策を講ずるものとする。
- (2) 受注者は、根固工（コンクリート）の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
- ア. 基礎の床堀は設計図書により必要最小限とするが、すかし堀りは禁止とし、床堀後は監督員の床堀確認を受けるものとする。なお、床堀後、雨水が浸入しないよう適切な措置を講ずるものとする。
 - イ. 型枠組み立て後に出来高が確認できるよう、詳細な断面及び延長の写真管理をするものとする。
 - ウ. 型枠固定用アンカーは差筋によることとなるが、根固転石へのアンカーは原則として行ってはならない。この施工時には監視を十分に行い、異常があれば直ちに中止し、対策を講ずるものとする。
 - エ. コンクリート打設はできるだけ速やかに行わなければならないが、施工中監視を続け、異常等があれば直ちに応急措置を講じ、監督員の指示を受けるものとする。
 - オ. 打設、養生等は、**第1編 第3章 第4節無筋・鉄筋コンクリート**の規定によるものとするが、養生水がない場合はシート等により乾燥防止に努め、必要により用水を運搬し乾燥防止を図るものとする。
- (3) 受注者は、根固工（植生土のう）の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
- ア. 根固工（植生土のう）の施工に当たっては、本章第10節筋工 2-10-5 植生土のう筋工 の規定に準ずるものとする。
 - イ. 基礎の地拵えに当たっては、落石に注意し、必要に応じて安全対策を講ずるものとする。

2-16-3 落石防護工

1. 一般事項

落石防護工の施工については、**岡山県土木工事共通仕様書 第6編 3-5-8 落石防護工**の規定に準ずるものとする。

2. 鋼製落石防護柵工

- (1) 鋼製落石防護柵の施工基準線はメインポストの芯横断方向とする。

- (2) 設計図書に基づき型枠取付完了後に、主構の基礎コンクリートを打設するものとする。なお、鋼材と接する基礎の天端面は所定の高さで平滑に仕上げなければならない。
- (3) 組立に先立ち部材数量を部材表で確認し、その後、施工計画に準じて施工するものとする。
- (4) 基礎コンクリートに取付けるアンカーボルト部のコンクリートについては、入念につき固めアンカーボルトを十分に固定しなければならない。
- (5) メインポスト及びサポートの組立に当たっては、中心線を正確に合わせ、主構本締め（高力ボルト、ナット）は確実に締付けなければならない。
- (6) 主構組立を片側から順次行い、壁材のH形鋼又は鋼板を所定の位置で高力ボルト、ナット及び普通ボルト、ナットで強固に主構に固定しなければならない。

3. 落石防護網工

1. 受注者は、浮石又は崩落の危険のあるものは、かき落とし整理し、かき落した土石について危険のある場合は、その処理方法について、監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、金網は、のり面になじみよく被覆させ、網目が変形しないように適度に張り、金網の両端部はナックル加工とし、重ね幅は30 cm以上としなければならない。
3. 受注者は、アンカーを所定の位置に打ち込み、十分堅固に仕上げなければならない。また、アンカー穴とボルトとの空隙が生じた場合は、監督員と協議し必要に応じて、モルタル等で固結しなければならない。
4. 受注者は、岩盤等でアンカーピンの打込みが不可能な場合は、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
5. 受注者は、アンカーのルーフボルト、フックボルト、打込みアンカー等は、設計図書と現地の状況が異なったときは、監督員と協議しなければならない。
6. 受注者は、ロープについては、キンクすることのないよう正しく取り扱わなければならない。また、扇状箇所金網が重なる部分については、縦ロープを等間隔に狭めて設置するよう留意しなければならない。
7. 受注者は、縦、横ロープの交差部、折り返し部及び金網とロープの連結部には、クリップ、コイル等を取り付け、固定しなければならない。
8. 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された設置方法により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

4. 落石防護擁壁工

落石防護擁壁工の施工については、**本章 第5節土留工**の規定に準ずるものとする。

第3章 地すべり防止工

第1節 適用

1. 本章は、治山工事における地すべり防止工の材料及び施工について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、**第1編共通編** 及び **第2編 第1章溪間工、第2章山腹工** の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、**岡山県土木工事共通仕様書 第6編 第3章 第2節適用すべき諸基準** の規定によるほか、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本治山治水協会 治山技術基準解説〔地すべり防止編〕

第3節 総則

3-3-1 一般事項

受注者は、施工中工事区域内に新たに亀裂等異状を認めた場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

第4節 ボーリング暗きょ工

3-4-1 適用

ボーリング暗きょ工の施工については、本節に定めるもののほか、**岡山県土木工事共通仕様書 第6編 3-7-1一般事項** 及び **3-7-4集排水ボーリング工** の規定に準ずるものとする。

3-4-2 一般事項

1. 受注者は、ボーリング暗きょ工の施工に当たっては、設計図書に示されたせん孔位置、配列、方向、勾配及び深度等により施工しなければならない。
2. 受注者は、ボーリングの孔口については、堅硬な地盤を選んで孔口付近に流下した地下水が散逸しないようにしなければならない。
3. 受注者は、ボーリング孔からの排水は、速やかに排水し再浸透を防止しなければならない。
4. 受注者は、ボーリング作業に当たっては、振動、ショックに耐える強固な足場を設置し、削孔機を指定された方向に正確に口付けした後、固定して行わなければならない。
5. 受注者は、削孔後、1時間ほど放置してから湧水状況の確認を行うものとする。
6. 受注者は、施工中、次の各号の事態が生じた場合は、記録を整理し、監督員に提出しなければならない。

- (1) 地下水量が変化した場合
- (2) 地質が大きく変化した場合
- (3) 方向、角度及び長さの変更が必要になった場合
- (4) その他必要が生じた場合

第5節 集水井工

3-5-1 適用

集水井工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第6編 3-7-1一般事項](#) 及び [3-7-5集水井工](#) の規定に準ずるものとする。

3-5-2 掘削

1. 受注者は、掘削は、不等沈下を起し、偏位又は傾斜を生じないように水平に掘り下げ、掘り過ぎのないように行わなければならない。なお、掘削土は、定められた捨土箇所に土砂の流出がおこらない方法で処理しなければならない。
2. 受注者は、余掘又は掘り過ぎた場合の井筒との間隙は、完全に埋め戻さなければならない。
3. 受注者は、掘削中の湧水を、水中ポンプを使用して排水しなければならない。

3-5-3 土質柱状図

受注者は、集水井施工中、地盤の構成、地下水の状態及びすべり面を把握するため、次の各号について調査記録し、土質柱状図を作成し監督員に提出しなければならない。

- (1) 掘進状況（0.5～1.0m毎に掘削土の写真を撮影すること）
- (2) 地層の変わり目、岩質、土質、化石、亀裂の有無、ガスの存在等
- (3) 井戸内の状況、特に崩壊、湧水、漏水等の起こった位置とその状況
- (4) 毎日の作業開始前の孔内水位

3-5-4 施工

1. 受注者は、施工中は、湧水、ガスの噴出、酸素欠乏等の危険があるので、水中ポンプ、ガス検知機、コンプレッサー、送風機等を備え付けるとともに、安全作業に十分留意しなければならない。
2. 集水井内からの集排水ボーリングは、[本章 第4節ボーリング暗きょ工](#) の規定によるものとする。
3. 受注者は、井筒、補強板の継目方向及び装置については、監督員の指示によらなければならない。
4. 受注者は、所定の深さに達したときは、監督員により地盤の確認を受け、すみやかに底張りコンクリートを打設しなければならない。
5. 受注者は、ライナープートの組立てに当たっては、補強リング、ベースチャンネル等が接合する部分のボルトについて、十分に締付けなければならない。

第6節 排土工及び押え盛土工

3-6-1 一般事項

1. 受注者は、対象地域の状況及び周辺の環境を十分把握して、施工計画を定めなければならない。
2. 受注者は、排土工及び押え盛土工ののり面処理に当たっては、湧水、のり面を流下する水等の処理に留意しなければならない。施工中に、従来、湧水のなかった斜面に湧水が生じた場合は、必要に応じて施工を中止し、応急の対策を講じるとともに、監督員に報告し指示を受けなければならない。

3-6-2 排土工

1. 受注者は、排土方法は、指定された場合を除き、斜面上部から下部に向かって行うものとする。
2. 受注者は、掘削土砂は、指定された場所に安全に整理堆積しなければならない。

3-6-3 押え盛土工

1. 受注者は、押え盛土工は、最初にのり止め擁壁を施工し、次に盛土断面ののり尻から盛土を開始するものとする。のり止めに擁壁を用いる場合には、基礎掘削等により、地すべりを誘発しないように留意しなければならない。
2. 受注者は、施工対象地域に湧水、水路等がある場合は、盛土に着手する前に地下水及び地表水を安全に処理する措置を講じなければならない。
3. 受注者は、盛土材料は、水はけの良い単位体積重量の大きな土砂を用いなければならない。

第7節 杭工

3-7-1 適用

杭工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第6編 3-9-1一般事項](#) 及び [3-9-3既製杭工](#) の規定に準ずるものとする。

3-7-2 一般事項

1. 受注者は、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に削孔不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、杭の建込みについては、杭1本ごとの杭長を明確にし、写真等で記録しなければならない。

3-7-3 鋼管杭及び合成杭

1. 受注者は、鋼管杭及び合成杭の施工に当たっては、現場に搬入された杭は、各ロットごとに番号を明記し、その形状寸法について検査を行い、検査報告書を監督員に提出しなければならない。
2. 杭頭部における丸鋼等の溶接は、次の各号によらなければならない。
 - (1) 溶接工は、JISZ3801「溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定められた試験のうち、その作業に該当する検定に合格した者とする。

- (2) 溶接機は、十分な容量を有する直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計及び電圧機を備え、溶接作業場において容易に電流を調節し得るものを用いる。
- (3) 溶接を行う場合は、降雨、降雪等により、母材がぬれているとき、又は激しい風が吹いているときは、露天で行わない。ただし、作業が可能なように遮へいした場合には、監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行わない。ただし、気温が-10℃～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工することができる。
- (4) 上杭の建込みは、上下杭軸が一致するように行い、上杭の軸方向を異なる二方向から確認し、一致しなければ溶接を行わない。
3. 受注者は、ネジ式継手、リングジョイント接合方式等を用いる場合は、設計図書によらなければならない。ただし、設計図書に明示がない場合は監督員の承諾を受けなければならない。
4. 受注者は、杭内部及び杭と孔壁との空隙は、コンクリート又はモルタルで充填しなければならない。

3-7-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-4-5 場所打杭工](#)の規定によるものとする。

第8節 シャフト工（深礎工）

3-8-1 適用

1. シャフト工（深礎工）の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-4-6 深礎工](#) 及び [第6編 3-9-1 一般事項](#) の規定に準ずるものとする。
2. 井筒工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工](#) の規定によるとともに、[本章 第5節集水井工](#) の規定に準ずるものとする。

3-8-2 施工

1. 受注者は、坑口については、坑内への土砂及び道具類の落下を防止し、掘削土砂の処理を行うため、地表から1.5m程度突き出させておき、シャフトコンクリート打設後に撤去するものとする。
2. 受注者は、コンクリートの打設については、所定の深度まで掘削を行った後、監督員の承諾を得てから行うものとする。

第4章 森林整備

第1節 適用

1. 本章は、治山工事における森林整備の材料及び施工について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編及び第2編第2章山腹工の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本治山治水協会 治山技術基準解説〔保安林整備編〕

第3節 総則

4-3-1 測量

1. 受注者は、森林整備における測量を行うときは、水平目盛及び鉛直目盛の最小読定値が1度以内であるポケットコンパス、目盛のある部分の長さが100m以内かつ1目盛が10cm以内である間縄、その他これに準ずる器具を標準として用いなければならない。
2. 受注者は、前項の標準器具以外の測量機器を用いる場合は、事前に監督員に測量方法、出来形管理の方法、基準等について協議し、承諾を得なければならない。
3. 受注者は、測点を示す杭は幅3cm、長さ30cm程度以上のプラスチック製の平杭又はL型（三角）杭を用い、容易に抜けないよう確実に打ち込まなければならない。ただし、監督員が別に指示又は承諾した場合は、他の規格の杭を用いることができるものとする。

第4節 植栽

4-4-1 地拵え

1. 受注者は、特に指定がある場合を除き、火入れによる地拵えを行ってはならない。
2. 受注者は、地拵えは、雑草木類の地表植生を地際から刈払い、伐倒しなければならない。その高さは概ね15cm以下とするが、地形等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示又は作業に先立ち監督員が指示した立木・幼齢木は除く。
4. 受注者は、筋地拵えの幅及び残す幅については、設計図書によらなければならない。
5. 受注者は、坪地拵えの位置及び範囲（坪の大きさ）については、設計図書によらなければならない。
6. 受注者は、刈払いした雑草木類の整理については、特に定めや監督員の指示がある場合を除き、4.0m～8.0mの間隔で等高線状に棚積みし、植栽及び成育の支障になら

ないようにしなければならない。また、滑落・移動しないようにしなければならない。

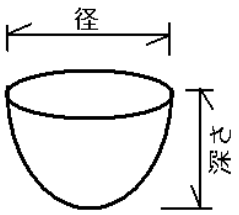
4-4-2 苗木運搬

1. 受注者は、苗木の運搬については、掘り取りから植付けまでの間、乾燥、むれ、損傷等に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。
2. 受注者は、苗木を運搬、携行する際には、根をこも、むしろ等で包み露出させないように必ず苗木袋を使用する等適切な措置を講じなければならない。また、乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。
3. 受注者は、ポット苗木を持ち運ぶ場合には、ポット部を持たなければならない。

4-4-3 仮植

1. 受注者は、苗木を仮植する場所については、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しない植栽予定地近くの適潤地を選定し、事前に耕やしておかななければならない。
2. 受注者は、仮植については、苗木の結束を解き、根が重ならないようにして並べ、幹の下部1/3～1/4までを覆土して踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐために日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。
3. 受注者は、仮植周辺地に排水溝を掘り、また日光の直射を受けぬように処置しなければならない。
4. 受注者は、乾燥しやすい場合、あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、むれないようむしろ等で日覆いをしまた適時灌水しなければならない。
5. 受注者は、植付けのために仮植場所から作業地に苗木を移動する場合は、当日植付け可能な量を運搬するものとし、運搬後すぐに植栽する場合を除き、直ちに束を緩めて仮植を行い、むしろ等で覆って風、光にさらさないようにしなければならない。

4-4-4 植付け

1. 受注者は、植付けに当たって苗木の根茎又は樹幹の剪定が必要な場合は、監督員と協議しなければならない。
 2. 受注者は、植穴については、径及び深さをそれぞれ30cm程度に掘り耕耘し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。ただし、肥料木については、枯損しない程度に一般の造林施業と同様の方法で施工すればよいものとする。また、山行苗木以外を植栽する場合は別に定めるところによるものとする。なお、地形、土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督員と協議しなければならない。
- 
- The diagram shows a cross-section of a planting hole. It is a semi-circular shape. A horizontal line with arrows at both ends is labeled '径' (Diameter) and spans the width of the hole. A vertical line with arrows at both ends is labeled '穴深' (Hole Depth) and spans the height of the hole.
3. 受注者は、植付けについては、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木をゆり動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないようにいくぶん高めに覆土を行うものとする。なお、深植、浅植にならないようにしなければならない。
 4. 受注者は、ポット苗木を植栽する場合は、苗木をポットから丁寧に取り出した後、根

幹の周りを手で押さえて固定しなければならない。

5. 受注者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
6. 受注者は、気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督員に報告しなければならない。
7. 受注者は、大、中苗木の掘取り、荷作り等は、1日の植付け作業量等を考慮し、迅速に行わなければならない。なお、苗木の根鉢の大きさは、根元径の4～5倍程度を標準とし、縄、こも等で根巻きしなければならない。また、植付け後に苗木の衰弱が予想される場合は、監督員と協議し、幹巻き等の保護処置を講じなければならない。
8. 受注者は、大、中苗木の植穴については、根鉢の大きさに応じ余裕をもった大きさとし、十分に掘り起し、掘り出した土砂は破碎し、石礫等は取り除かなければならない。また地被物を除去して十分に掘り起こし、砕土した後、根茎、石礫、落ち葉等を取り除かなければならない。なお、土壌条件が不適當な場合は、監督員と協議し客土等の処置を講じなければならない。
9. 受注者は、植付け本数及び苗間、列間距離については、設計図書によらなければならない。また、植付け地点に岩石、根株等の障害物があつて植え難い場合は、その周辺で極端な配置とならないよう若干移動して植え付けるものとする。
10. 受注者は、複数の樹種を混植する場合の配置は設計図書によらなければならない。ただし、土壌条件等により特定樹種の配置を変更する必要がある場合は、その根拠を明らかにして監督員に協議しなければならない。
11. 受注者は、植付けのため、苗畑又は仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木は直ちに仮植を行い、乾燥を訪ぐ措置をしなければならない。
12. 受注者は、植付けの実施期間については監督員と協議し、地域、樹種、気象条件等を勘案して適期に施工しなければならない。ただし、気象条件などにより適期の施工が困難になったときは、すみやかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

4-4-5 施 肥

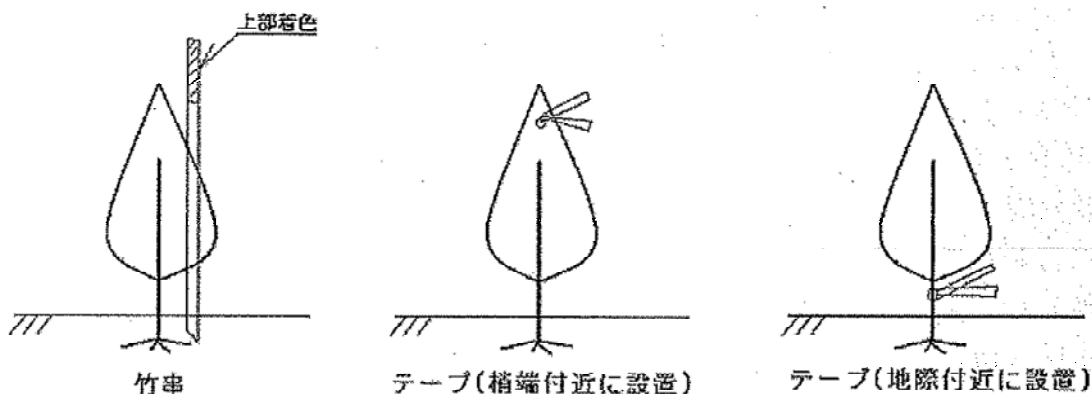
1. 受注者は、肥料は設計図書に定める肥料成分以外のものを使用してはならない。当該肥料の入手が困難な場合は、監督員に協議しなければならない。
2. 受注者は、肥料を直射日光、雨水等にさらさないように覆いをして保管しなければならない。
3. 受注者は、配合肥料（粒状肥料を含む。）を施肥する場合は、1本当たりの施肥量を容器等を使用して十分把握した上で行わなければならない。
4. 受注者は、肥料が直接植栽木の根に接触しないように留意し、均等に根から吸収されるように散布し、施肥しなければならない。
5. 受注者は、堆肥を基肥とする場合は、植穴最下部に入れ5～10cm覆土しなければならない。
6. 受注者は、化学肥料を基肥とする場合は、ある程度埋め戻した後、根張り（又は枝張

り)の外側に点状、山側半円状又は輪状に苗木に触れないように施し、更に周囲に残っている土を肥料の深さが3～10cmになるように覆土して踏み固めなければならない。なお、表面施肥の指示がある場合はこの限りでない。

4-4-6 植栽木の目印

1. 受注者は、植栽木した主林木である広葉樹には、原則として植栽木であることを目印を設置しなければならない。肥料木及び針葉樹については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。
2. 目印の材料は、竹串、テープ等とし、設置方法等は設計図書又は監督員の指示によるものとする。

目印設置例



4-4-7 支保(支柱工)

1. 受注者は、支保(支柱工)は、丸太を打ち込み、接合部は釘打ちの上、鉄線にて堅固に結束しなければならない。
2. 受注者は、丸太と樹幹の結束部分は保護材を巻き、シュロ縄で結束しなければならない。
3. 受注者は、唐竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結束部は鋸目を入れ、交差部は鉄線掛けとしなければならない。
4. 受注者は、添柱を使用する場合は、所定の材料を樹幹にまっすぐに正しく取り付けなければならない。
5. 受注者は、八つ掛け、布掛けの控木組方については、周囲の条件を考慮して適正な角度で堅固に取り付けなければならない。
6. 受注者は、控木については、ズレを生じないように埋め込み、樹幹、主枝及びその他丸太(竹)と交差する部位の2ヶ所以上で結束するとともに、必要に応じて根止め杭を打ち込み鉄線にて結束しなければならない。

4-4-8 枯損木修補

1. 受注者は、植栽木の活着状況に注意を払い、工事完了後1年以内に監督員(監督員が異動した場合は後任者)が実施する枯損調査に立会し、協力するものとする。

2. 受注者は、枯損調査の結果、工事請負契約書第44条に基づき修補が必要となった場合は、修補期限、修補内容について監督員と協議して定めなければならない。
3. 受注者は、工事請負契約書第44条に基づき修補を行った場合には、修補が完了後、監督員に写真、伝票等を整備して提出し、現地の確認を受けなければならない。

4-4-9 補植

受注者は、補植については、**本節**の規定により施工しなければならない。

第5節 保育

4-5-1 下刈り

1. 受注者は、下刈りに当たっては、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物を地際から刈り払わなければならない。なお、刈足高は概ね15cm以下とするが、現地の状況によりこれにより難しい場合は監督員に協議し、指示を受けなければならない。
2. 受注者は、下刈りの方法は、設計図書に基づき、次により行わなければならない。
 - (1) 全刈りは区域全面を刈り払うものとする。
 - (2) 筋刈りは原則として横筋刈りとし、刈幅は植栽木を中心に1.0m以上とする。
 - (3) 坪刈りは、植栽木を中心に半径0.5m以上を刈り払うものとする。
3. 受注者は、刈り払い物については、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置し、林外へ持ち出してはならない。
4. 受注者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈り払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないよう植栽木の外側の方向に刈り払わなければならない。なお、植栽木等（育成木、残存木）を損傷、誤伐するおそれが高い場合は、先ず植栽木等の周囲を刈り払い、その位置を確かめてからその他の部分の刈り払いを行わなければならない。
5. 受注者は、下刈り作業中、主林木を被圧している肥料木がある場合は、肥料木の樹冠を狭めるよう肥料木の枝先を切り落とさなければならない。

4-5-2 つる切り

1. 受注者は、つる切りに当たり、植栽木及び有用天然木に着生するつる類については、根元から切断しなければならない。
2. 受注者は、植栽木に巻きついたつる類については、はしご等を使用せずに施工できる範囲について、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。ただし、施工管理のための標準地内については、監督員の承諾を得た後でなければ除去してはならない。

4-5-3 本数調整伐、除伐

1. 受注者は、本数調整伐・除伐の施工に当たり、伐採対象木が標示していない場合は、標準地又は類似林分の選木状況に準じて対象木を選木しなければならない。
2. 受注者は、本数調整伐の伐採対象木の選木に当たり、前項のほか、伐倒順位は次を参

考として、立地条件、植栽木及び有用樹の良好な生長を考慮しなければならない。

- (1) 瀕死、枯死木
 - (2) 病虫害木、損傷木
 - (3) 被圧木
 - (4) 二股、曲がり木
 - (5) 枝葉が貧弱で細い木
 - (6) あばれ木
 - (7) 育ち遅れ木
 - (8) 樹冠が片寄っている木
 - (9) 欠点のない木
3. 受注者は、本数調整伐の選木の結果、保存木の片寄り又は予定林分密度の20%を超える相違が生じると見込まれた場合は、監督員に協議し、了解を得た後でなければ伐採してはならない。
4. 受注者は、除伐の選木に当たっては、**本条第1項**のほか、次の各号に配慮しなければならない。
- (1) 前生樹、自生樹においては不要な広葉樹及び灌木類は伐採
 - (2) 植栽木が過密なところでの劣勢木及び肥料木のうち優勢木(あばれ木)は伐採
 - (3) 有用自生樹は植栽木の生育の支障にならない限り残置
 - (4) 樹冠どうしが触れ合うか多少離れる程度の仕上がり状態
5. 受注者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
6. 受注者は、作業完了後も伐倒木が落下、流出等しないように作業を行うとともに、安全のために必要な最低限の処置は行わなければならない。
7. 受注者は、伐倒に当たっては地際近くから伐採し、できるだけ水平方向に伐倒しなければならない。現地の状況により、これにより難しい場合、あるいは伐倒木の整理のため必要がある場合は監督員と協議するものとする。
8. 受注者は、かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落してから次の作業を行わなければならない。
9. 受注者は、設計図書に基づき枝払いを行う場合は、伐倒木の樹幹の全周から枝条を切り払い、樹幹が接地できるようにしなければならない。ただし、地面に接しない側や梢端部で枝張りが小さい部分等については、後続作業の支障とならない程度に作業すればよいものとする。
10. 受注者は、設計図書に基づき玉切りを行う場合は、伐倒木の樹幹を3～4m程度に玉切りしなければならない。なお、片付け等の作業時に丸太の移動等の支障となる場合には、2m程度にまで玉切り長さを短くできるものとする。
11. 受注者は、設計図書に基づき片付けを行う場合は、伐倒木を後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは移動等しないよう等高線に平行に存置しなければならない。このとき、枝払いした枝条についても樹幹付近に概ね集積するものとする。
12. 受注者は、監督員が指示、承諾した場合を除き、伐倒木やその枝条を林外へ搬出、集

積してはならない。

13. 受注者は、林分保護のため、林縁木については被害木以外原則として伐採はしてはならない。
14. 受光伐の施工については、**本条**の規定に準ずるものとする。

4-5-4 枝落とし

1. 受注者は、枝落としの対象木及び枝を落とす範囲（高さ）については、設計図書によるものとするが、枝を落とす範囲が力枝以上となるなど樹冠形成に直接影響する場合は、監督員の指示によらなければならない。
2. 受注者は、林縁木については原則として枝落としはしない。
3. 受注者は、枝の切断については、樹幹に平行、かつ、平滑に切断しなければならない。
4. 受注者は、巻き込みを早めるため、残枝長をなるべく短くするよう行わなければならない。
5. 受注者は、枝落としに当たり、樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く、作業途上で裂けるおそれのある枝は、一旦途中で切断した後、更に仕上げ切断する等の方法によらなければならない。
6. 受注者は、枝落としの時期については、指定された場合を除き、林木の成長休止期に行わなければならない。
7. 受注者は、枝葉は切り捨てとするが、流出等のおそれがある場合は、林内においてその防止措置を取らなければならない。

4-5-5 追肥

1. 受注者は、追肥の施工に当たっては、**本節 4-4-5 施肥 第1項～第4項**の規定によるものとする。
2. 受注者は、追肥については、根張りの外側に点状、山側半円状又は輪状に深さが3～10cmの穴又は溝を掘り、その中に肥料を散布してよく覆土しなければならない。なお、表面施肥の指示がある場合はこの限りでない。

4-5-6 雪起し

1. 受注者は、雪起しは、融雪後速やかに実施し、生長開始時期までに作業を完了させなければならない。
2. 受注者は、雪起しは、樹幹を損傷しないよう注意しながら、若干強度に引き起こさなければならない。
3. 受注者は、根の部分がゆるんでいるものについては、十分踏み固めなければならない。
4. 受注者は、倒伏し又は根が露出している植栽木は、必要により改植しなければならない。

第6節 歩道整備

4-6-1 歩道作設

1. 受注者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。
2. 受注者は、凹地形又は滞水のおそれのある箇所については、排水溝を設けなければならない。
3. 受注者は、歩道作設により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督員の指示によるものとする。

4-6-2 歩道補修

歩道補修については、設計図書によるとともに、**前条**の規定に準ずるものとする。

第5章 保安林管理道

第1節 適用

受注者は、治山工事における保安林管理道の作設及び補修については、[第1編共通編](#)によるもののほか、[第3編林道編](#)の規定に準ずるものとする。

第3編 林道編

第1章 林道工事

第1節 適用

1. 本編は、林道工事における材料及び施工について適用するものとする。
2. 林道工事の施工については、本編に定めるもののほか、**第1編共通編**の規定によるものとし、これらに特に定めのない事項については、**岡山県土木工事共通仕様書 第8編道路編**の規定に準ずるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 日本林道協会 | 林道規程 ー運用と解説ー |
| (2) 日本林道協会 | 林道必携 技術編 |
| (3) 日本林道協会 | 森林土木構造物標準設計 擁壁編 |
| (4) 日本林道協会 | 森林土木構造物標準設計 橋台編 |
| (5) 林業土木コンサルタンツ | 森林土木構造物標準設計 コンクリート管技術資料 |
| (6) 日本道路協会 | 簡易舗装要綱（昭和54年版） |

第3節 切土工

1-3-1 適用

切土工の施工については、本節に定めるもののほか、**第1編 3-3-3掘削工**の規定によるものとする。

1-3-2 一般事項

1. 受注者は、切土については、原則として上部から行うものとし、切土の安定を著しく損なう土質、切土のり面勾配の変更を要する土質又は湧水若しくは埋設物等を発見した場合には、ただちに監督員に報告して指示を求めなければならない。
2. 受注者は、切取のり面については、安定を損なう凹凸、湾曲等がないよう仕上げなければならない。
3. 受注者は、切取のり面については、切り過ぎたときは、所定のり面勾配と同等又はそれ以上に仕上げるなどの処理をしなければならない。
4. 受注者は、切取のり面については、土質の種類等によりり面勾配の変移する箇所の取付けは、なじみよくすり付けなければならない。

第4節 植生工

1-4-1 適用

植生工の施工については、本節に定めるもののほか、**第1編 第3章 第17節植生工**の規定によるものとする。

1-4-2 生育判定調査

受注者は、植生工の施工後、緑化目標の達成を確認するための生育判定調査及び緑化目標の達成に必要な措置について、特記仕様書の定めるところによらなければならない。

第5節 排水施設工

1-5-1 適用

側溝工、プレキャストカルバート工、コルゲートフリューム工、集水ます工、地下排水工その他排水施設工の施工について、本節に特に定めのない事項は、**第1編 第3章 第10節菅きょ工**及び**第11節水路工**の規定のほか、**岡山県土木工事共通仕様書 第8編 第1章 第9節カルバート工、第10節排水構造物工（小型水路工）**及び**第8編 第2章 第5節排水構造物工（路面排水工）**の規定に準ずるものとする。

1-5-2 側溝工

1. 受注者は、所定の法線に従って施工しなければならない。
2. 受注者は、素掘り側溝は、所定の形状寸法で、通りよく仕上げなければならない。
3. 受注者は、植生工による側溝は、**本条2項**の素掘り側溝の規定及び**第1編 第3章 第17節植生工**の規定に準じて施工しなければならない。

1-5-3 横断溝

1. 受注者は、横断溝の流下方向に地形や勾配に応じ、路面水等が自然流下する縦断勾配を設けなければならない。
2. 受注者は、横断溝蓋は、本体と路面に段差が生じないように施工しなければならない。

1-5-4 現場打カルバート工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工に当たっては、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、足場の施工に当たって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その緊結方法に注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。
3. 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

1-5-5 洗越工

1. 受注者は、基礎部の施工に当たって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、常水の流心位置が設計図書と異なる場合は、監督員と協議しなければならない。

3. 受注者は、洗越工の端部の施工に当たっては、路面となじみ良く仕上げなければならない。

1-5-6 呑口工及び吐口工

1. 受注者は、呑口工及び吐口工の施工に当たり、根入れ各部の前面を十分に埋戻し、締固めなければならない。
2. 受注者は、背面の埋戻し又は盛土が溝きよの基礎となる箇所については、他の部分と同様に均等地盤支持力が得られるよう十分に締固めなければならない。
3. 受注者は、翼壁形の呑・吐口工の前面埋戻しに当たり、背面の埋戻し又は盛土と同時に行わなければならない。

1-5-7 流木除け工及び土砂止め工

受注者は、流木除け工及び土砂止め工については、**本節 1-5-6 呑口工及び吐口工**の規定に準じて施工しなければならない。特に、袖の取付け部は、前面、背面ともに十分埋戻し、締固めなければならない。

1-5-8 流末工

受注者は、流末工に水叩工を設ける場合は、流下水の流心を基準として、接続する流路等になじみよく取付けなければならない。

1-5-9 のり面排水工

受注者は、のり面排水工の施工に当たっては、各工法に応じて、側溝、溝きよ、地下排水工の規定に準じて施工しなければならない。

第6節 道路付属施設工

1-6-1 適用

防護柵工、標識工、境界杭設置工、区画線工、視線誘導表設置工その他道路付属施設工の施工については、**岡山県土木工事共通仕様書 第8編 第2章 第8節防護柵工、第9節標識工、第10節区画線工** 及び **第12節道路付属施設工** の規定に準ずるほか、本節の規定によるものとする。

1-6-2 一般事項

1. 受注者は、道路付属施設については、設計図書に基づいて施工するものとし、障害物がある場合などは監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、林道付属施設工の施工に当たっては、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令及びこれらに係る基準等によらなければならない。

1-6-3 路側防護柵工

受注者は、駒止めを設置する場合は、路側擁壁等と緊結しなければならない。

1-6-4 標識工

1. 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。
2. 受注者は、支柱建込み及び標識板の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないように努めなければならない。

第7節 擁壁工

1-7-1 適用

擁壁工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第8編 第1章 第7節擁壁工](#)の規定に準ずるほか、本節の規定によるものとする。

1-7-2 一般事項

1. 受注者は、擁壁工の床掘り、埋戻し及び擁壁本体の施工中は、基礎地盤又は施工に障害となる地表水、地下水等を排除しなければならない。
2. 受注者は、擁壁工の水抜きは、特に指定されない限り、擁壁背面の水量に応じて壁面積2～5㎡当たり1箇所の割合とし、壁前面に2%程度の勾配を付け、原則として下層部を密にした千鳥状に配置しなければならない。
3. 受注者は、擁壁工の伸縮目地は、特に指定されない限り、コンクリートブロック擁壁及び無筋コンクリート擁壁で延長10m程度以内、鉄筋コンクリート擁壁で延長15～20m以内に1箇所の割合で設けなければならない。なお、鉄筋コンクリート擁壁の鉛直打継目は延長10m程度以内に設けるものとする。
4. 受注者は、鉄筋コンクリート造の擁壁には、伸縮継目のほぼ中間にひび割れ誘発目地を設けなければならない。ひび割れ誘発目地は、壁前面に鉄筋のかぶりの範囲内で10～20mm程度のV字形の切れ目を付けるものとし、鉄筋は連続させておかなければならない。

1-7-3 コンクリートブロック擁壁工

コンクリートブロック擁壁工の施工については、[第1編 第3章 第6節石・ブロック積\(張\)工](#)の規定によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 受注者は、ブロック擁壁の丁張は、ブロック積前面及び裏込め背面に設置し、練積の場合は、必要に応じて裏込めコンクリートの背面にも設置しなければならない。
- (2) 受注者は、裏込礫の天端には、天端コンクリートを設けるか又は30cm程度の透水性の低い土により遮水層を設けるものとする。また、基礎部については、水の浸透による影響を防止するため埋め戻し線の下部に不透水層を設け水抜を設置しなければならない。

1-7-4 現場打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、[第1編 第3章 第4節無筋・鉄筋コンクリート](#)の規定によるものとする。

1-7-5 かが擁壁工

かが擁壁工の施工については、[第1編 第3章 第7節鉄線かご工](#)の規定によるものとする。

1-7-6 鋼製擁壁工

1. 受注者は、主構フレームと底版フレームとの結合に当たっては、主構フレームのネコアングルの背面と底版フレームのアングルの背面が接するようにして、所定の位置への据付け後ボルトで結合しなければならない。
2. 受注者は、壁材の取付けに当たっては、中心部から両側に行うものとし、壁材わく金物の一端を主構ポストのフランジにかみ込ませ、次にエキスパンドメタル中心部を湾曲方向に押しながら、主構ポスト他端のフランジに片方のわく金物をはめ込まなければならない。
3. 受注者は、壁材の取付け完了後、両わく金物のすき間にディスタンビーを入れ、片面より高力六角ボルトを通し、座金は1枚ずつわく金物外面に当て、強く締付けなければならない。
4. 受注者は、主構ポスト頂部間を結合する笠木の取付けに当たっては、亜鉛メッキ普通ボルトを使用し、丁寧に締付けなければならない。

1-7-7 簡易鋼製土留擁壁工

簡易鋼製土留擁壁工の施工については、[第1編 第3章 第8節簡易鋼製土留壁工](#)の規定によるものとする。

1-7-8 補強土壁工

補強土壁工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-15-3補強土壁工](#)の規定によるほか、[本仕様書 第1編 3-21-2一般事項](#)の規定に準ずるものとする。

第4編 施工管理編

第1章 施工管理

第1節 適用

森林土木工事に関する施工管理（工程管理、出来形管理、品質管理（工事写真を含む。））及び規格値の基準については、本章に定めるもののほか、**岡山県土木工事共通仕様書 II 施工管理編 土木工事施工管理基準**に準ずるものとする。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。なお、岡山県土木工事共通仕様書の土木工事施工管理基準の規定中、「砂防」とあるのは「治山」と、「道路」とあるのは「林道」と、「堰堤」とあるのは「治山ダム」と読み替えて適用する。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、又は基準が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

第2節 出来形管理基準

1. 森林土木工事に関する出来形管理基準については、**岡山県土木工事共通仕様書 II 施工管理編 土木工事施工管理基準 出来形管理基準及び規格値**及び（別表－1）「**森林土木工事出来形管理基準（案）**」によるものとする。
2. 森林整備作業に関する出来形管理基準については、（別表－2）「**森林整備作業出来形管理基準（案）**」によるものとする。

第3節 品質管理基準

森林土木工事に関する品質管理基準については、**岡山県土木工事共通仕様書 II 施工管理編 土木工事施工管理基準 品質管理基準（案）**によるものとする。

第4節 写真管理基準

森林土木工事に関する写真管理基準については、**岡山県土木工事共通仕様書 II 施工管理編 土木工事施工管理基準 写真管理基準（案）**及び（別表－3）「**森林土木工事写真撮影基準（案）**」によるものとする。

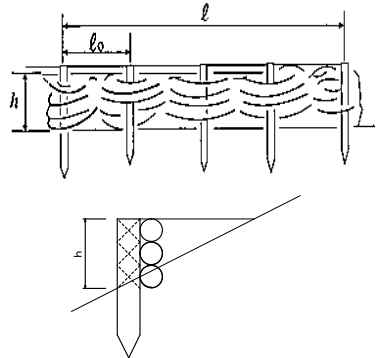
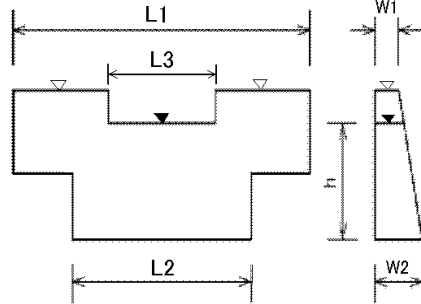
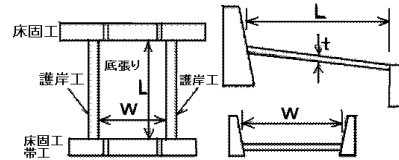
第5節 参考資料

1. 治山ダムコンクリート打設計画書及び実施書については、（別図－1）及び（別表－4）の記載例を参考に作成するものとする。
2. 谷止工成果図については、（別図－2）の記載例を参考に作成するものとする。
3. 山腹工成果図については、（別図－3）及び（別表－5）の記載例を参考に作成するものとする。

(別表-1)

森林土木工事出来形管理基準(案)

単位：mm

工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
柵 工	柵 高 h	木 製 (丸 太 材)	- 1 0 0	延長は全箇所。 施行延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 杭間隔の規格値は、設計図書に範囲が指定されている場合はその範囲内。		測定値は、設計図等を使用して設計寸法と比較対照できるように成果表に整理する。ただし、山腹工については、成果図(第5節参考資料の記載例)をもって成果表に代えることができるものとする。
		木 製 (加 工 木 材)	- 5 0			
		そ の 他	- 3 0			
	杭 間 隔 l ₀		± 2 0 0			
	延 長 l	L < 2 0 m	- 1 0 0			
L ≥ 2 0 m		- 2 0 0				
木製治山ダム	基 準 高	天 端 ▽	± 1 0 0	図面の寸法表示箇所で測定。		
		放水路 ▼	± 3 0			
	高 さ h		± 1 0 0			
	厚 さ W		- 5 0			
	法 勾 配 i		± 0.5分			
	延 長	堤長等 L ₁ , L ₂	- 1 0 0			
放水路 L ₃		± 5 0				
木製流路工(底張)	幅 W	- 1 0 0	図面の寸法表示箇所で測定。			
	厚 さ t	- 5 0				
	延 長 L	- 1 0 0				

(別表-1)

森林土木工事出来形管理基準(案)

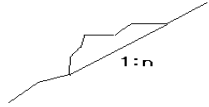
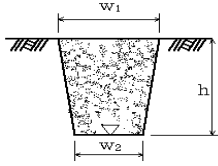

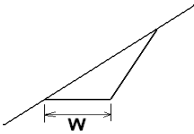
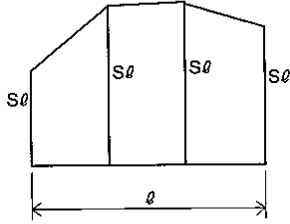
単位：mm

工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
木製土留工 木製護岸工(流路工護岸 含む) もたれ式土留工 もたれ式護岸(流路工護 岸含む)	基 準 高	▽	丸太材	±100		測定値は、設計図等を使用して設計寸法と比較対照できるよう成果表に整理する。ただし、山腹工については、成果図(第5節参考資料の記載例)をもって成果表に代えることができるものとする。	
		加工木材	±50				
	高 さ	h	丸太材	±100			
			加工木材	±50			
	幅(厚さ)	W1, W2		-50			
	流 路 幅	W3	丸太材	-100			
			加工木材	-50			
	法 勾 配	i		±0.5分			
杭 間 隔			±200				
延 長	L		-100				
鋼製枠土留工	基 準 高	▽	±50	図面の寸法表示箇所で測定。			
	高 さ	h	$h < 3\text{m}$				-50
			$h \geq 3\text{m}$				-100
	幅(厚さ)	W					±50
	法 勾 配	i					±0.2分
延 長	L		±100				

(別表-1)

森林土木工事出来形管理基準(案)

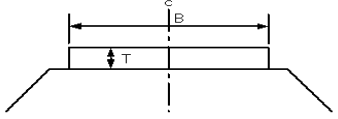
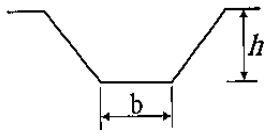
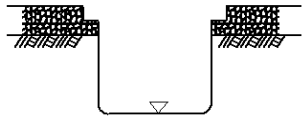
単位：mm

工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
のり切工	法 勾 配	n	± 1 分	施行延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、設計図書に指定されている場合のみ。		測定値は、設計図等を使用して設計寸法と比較対照できるように成果表に整理する。ただし、山腹工については、成果図(第5節参考資料の記載例)をもって成果表に代えることができるものとする。
礫暗きょ工	高 さ	h	± 5 0	延長は全箇所。施行延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
	幅	W	± 5 0			
	延 長	L	- 1 0 0			
山腹水路工 (張芝、土のう)	弧 長	ℓ	- 3 0	延長は全箇所。施行延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
	延 長	L	- 2 0 0			
階段切付工	幅	W	- 3 0	延長は全箇所。施行延長100mにつき1箇所。延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
	延 長	L	設計値以上			
筋 工	柵工に準ずる。		同左	施工延長100mにつき1箇所。延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。杭間隔の規格値は、設計図書に範囲が指定されている場合はその範囲内。	柵工に準ずる。	
伏 工	切土法長 Sℓ	Sℓ < 5 m	- 2 0 0	延長は1施工箇所毎。施工延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。面積で管理する場合の規格値は、設計値以上。		
		Sℓ ≥ 5 m	法長の- 4 %			
	盛土法長 Sℓ	Sℓ < 5 m	- 1 0 0			
		Sℓ ≥ 5 m	法長の- 2 %			
	延 長 ℓ		- 2 0 0			

(別表-1)

森林土木工事出来形管理基準(案)

単位：mm

工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
路面工(コンクリート) 路盤工(敷砂利)	幅 B	-50	施工延長40mにつき1箇所。同一幅及び厚さの区間が40m以下の場合は2箇所。		測定値は、設計図等を使用して設計寸法と比較対照できるように成果表に整理する。
	厚 さ T	厚さの-10%			
側溝工(素堀)	高 さ h	-50	全測点		
	幅 b	-50			
	延 長 L	-200			
横断溝(二次製品) 開きよ(二次製品)	基 準 高 ▽	±30	延長は1施工箇所毎。 施工延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、基準高は設計図書に指定されている場合のみ。 製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。		
	延 長 L	-200			

(別表-2)

森林整備作業出来形管理基準(案)

工種	測定項目		規格値	測定基準	管理方法	摘要
	項目	細目				
(共通)	団地面積 (発注時の測点)	(ha)	設計値 (発注時の測点)	周囲測量(測点間距離)	発注時の野帳に基づき測点(杭)を管理する 測点(杭)を再設置等した場合は、その位置を図示する	測量野帳 (位置図)
下刈	刈高	h	設計値(15cm)の +20%以下 (山側地際から 18cm以下)	団地ごとの施工面積1ha につき2箇所以上	測定値は位置図、成果 表に整理する	位置図 写真 成果表
本数調整伐	伐採本数 残存本数	(標準地)	±20%	設計に用いた標準地以 外に林相区分ごとに2 ~4haにつき1箇所 (20m×10m)以上	毎木調査表(伐採・残 存本数一覧表)を作成 のうえ設計本数と比較 する	位置図 写真 成果表
植栽工	植栽本数	全本数	設計本数以上		植栽本数は樹種別、規 格別に設計本数と比較 できるように成果表に 整理する	成果表
		(標準地)	各標準地内は 設計本数の ±10% ただし、全標準 地合計本数は 設計値以上	1haにつき1箇所 (10m×10m)以上	測定値は設計本数と比 較できるように成果表に 整理する	位置図 成果表
	苗木	長さ 太さ	設計値以上 ただし、上限値 のあるものは設 計値どおり	樹種ごとに設計本数の 0.5%以上	測定値は設計寸法と比 較できるように成果表に 整理する	
	植穴 径・深	W・h	設計値の -5cm以内	植栽本数で設定した標 準地1箇所につき2箇 所以上	測定値は設計寸法と比 較できるように成果表に 整理する	位置図 写真 成果表
	施肥	g・個	設計値以上	植栽本数で設定した標 準地1箇所につき2箇 所以上	測定値は設計値と比 較できるように成果表に 整理する	
枝落し	枝落し高	(標準地)	-5%以内	設計に用いた標準地以 外に林相区分ごとに2 ~4haにつき1箇所 (10m×10m)以上	標準地1箇所につき3 本以上測定し、設計寸 法と比較できるように成 果表に整理する	位置図 写真 成果表
除伐	残存本数	(標準地)	±20%	設計に用いた標準地以 外に林相区分ごとに2 ~4haにつき1箇所 (10m×10m)以上	標準地ごとに植栽木の 伐採・残存本数一覧 表、毎木調査表を作成 し設計値と比較する	位置図 写真 成果表

注) 標準地の設定等、一部を抽出測定する場合、その位置、対象等が偏らないよう、平均的に分散させること

森林土木工事写真撮影基準(案)

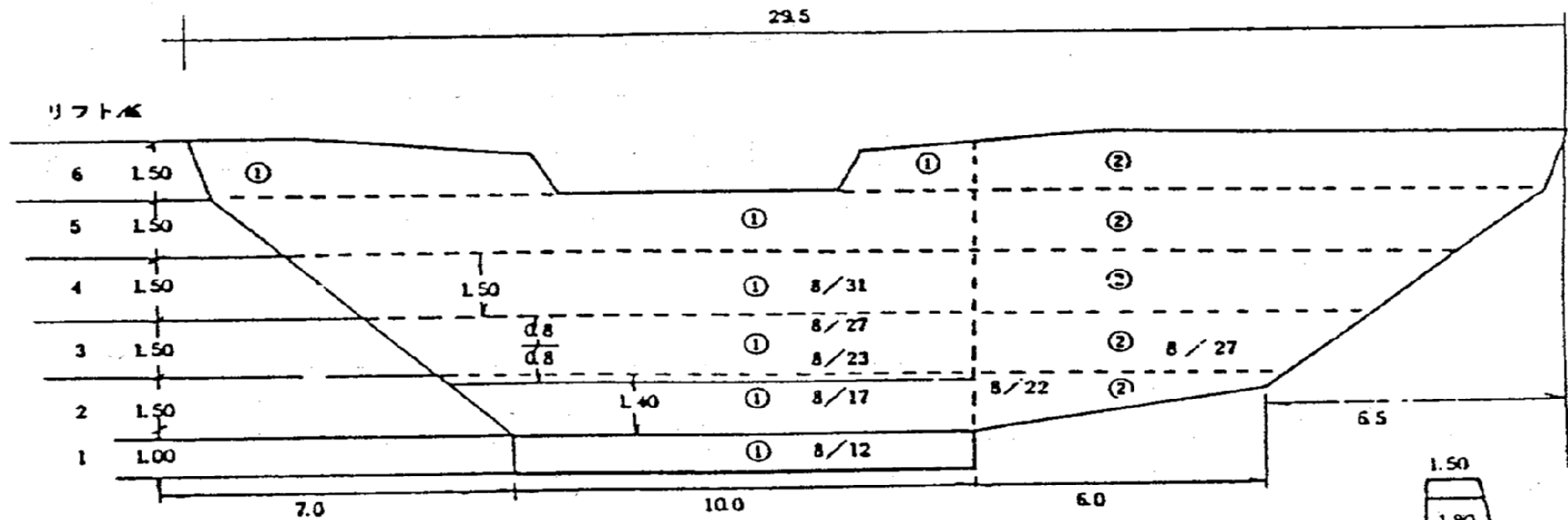
工 種	写 真 管 理 項 目				摘 要		
	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	提 出 頻 度			
山 腹 工	のり切工	土質等の判別	施工中	土質が変わる 毎に1回	撮影頻度 毎に1枚		
		法長、法勾配	施工後	出来形測定毎	撮影頻度 毎に1枚		
	土留工	「岡山県土木工事共通仕様書 写真管理基準(案) 出来形管理写真撮影箇所一覧表」の類似工種の規定に準ずる。			撮影頻度 毎に1枚	場所打擁壁工、石積(張)工、 コンクリートブロック工、鋼製側壁工、 ふとんかご、かご枠等	
	階段切付工	階段幅	施工後	1 施工箇所に 3回	撮影頻度 毎に1枚		
	伏 工	法 長	施工後	1 施工箇所に 1回	撮影頻度 毎に1枚		
	航空実播工	実播材料	配合時	適宜	撮影頻度 毎に1枚		
		実播材料(使用量・空缶)	施工後	1回	撮影頻度 毎に1枚		
積込、散布飛行状況		施工時	適宜	撮影頻度 毎に1枚			
森 林 整 備	共 通	着手前	事業地の遠景(全景)、近景 等の森林状況	着手前 (全景は施工団地 毎に1回以上)	1回 撮影頻度 毎に1枚	全景が1枚に撮影できない場 合は、つなぎ写真か複数箇所 からの写真	
		完 成	着手前と同一箇所からの遠景、 近景及び各工種毎の施工箇所 の代表的なものの局部写真	完了後	1回	撮影頻度 毎に1枚	全景が1枚に撮影できない場 合は、つなぎ写真か複数箇所 からの写真とし、施工前後で 対比できる写真も含む
		施工状況	代表的箇所の各作業毎の状況	施工前 施工中 施工後	適宜	撮影頻度 毎に1枚	工種、作業毎に設計図書、仕 様書等の諸基準に従い施工し ていることが確認できるもの
	植 栽	苗木(規格、測定状況)	着手前	適宜	撮影頻度 毎に1枚		
		仮植(仮植地全景、仮植状況)	施工後	適宜	撮影頻度 毎に1枚	仮植地の立地状況、苗木の仮 植状況(遠景・近景)が判るもの	
		地拵え	施工後	適宜	撮影頻度 毎に1枚	刈払い及び集積(棚積み)の 状況	
		植穴の状況	施工中	適宜	撮影頻度 毎に1枚	植穴規格、土壌状態、石礫や 根の混入がない状況	
		施 肥	施肥状況	施工中	適宜	撮影頻度 毎に1枚	肥料の配置、撒布位置が判る ものも含める
	肥 料 (使用量・空袋)		施工後	1回	撮影頻度 毎に1枚	残量が生じた袋の残量(使用 量)が判るものも含める	
	保 育	下刈り	施工中	適宜	撮影頻度 毎に1枚	使用機械、手刈りの状況も含 める	
		つる切り	施工前	適宜	撮影頻度 毎に1枚	樹幹等へのつるの巻き付き状 況	
		本数調整伐・除伐	施工中	適宜	撮影頻度 毎に1枚	伐倒木の処理、集積、安定状 況等の林内での整理状況	
		枝落し	施工中	適宜	撮影頻度 毎に1枚	機械器具の使用状況、切り口 の状況等が判るものも含める	
		追 肥	追肥状況	施工中	適宜	撮影頻度 毎に1枚	肥料の配置、撒布位置が判る ものも含める
			肥 料 (使用量・空袋)	施工後	1回	撮影頻度 毎に1枚	残量が生じた袋の残量(使用 量)が判るものも含める

参考資料

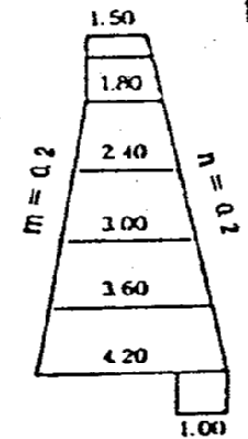
(別図-1)

(記載例)

治山ダムコンクリート打設計画図及び実施図



記載注意 打設図に実績を赤書すること。



(別表-4)

(記載例)

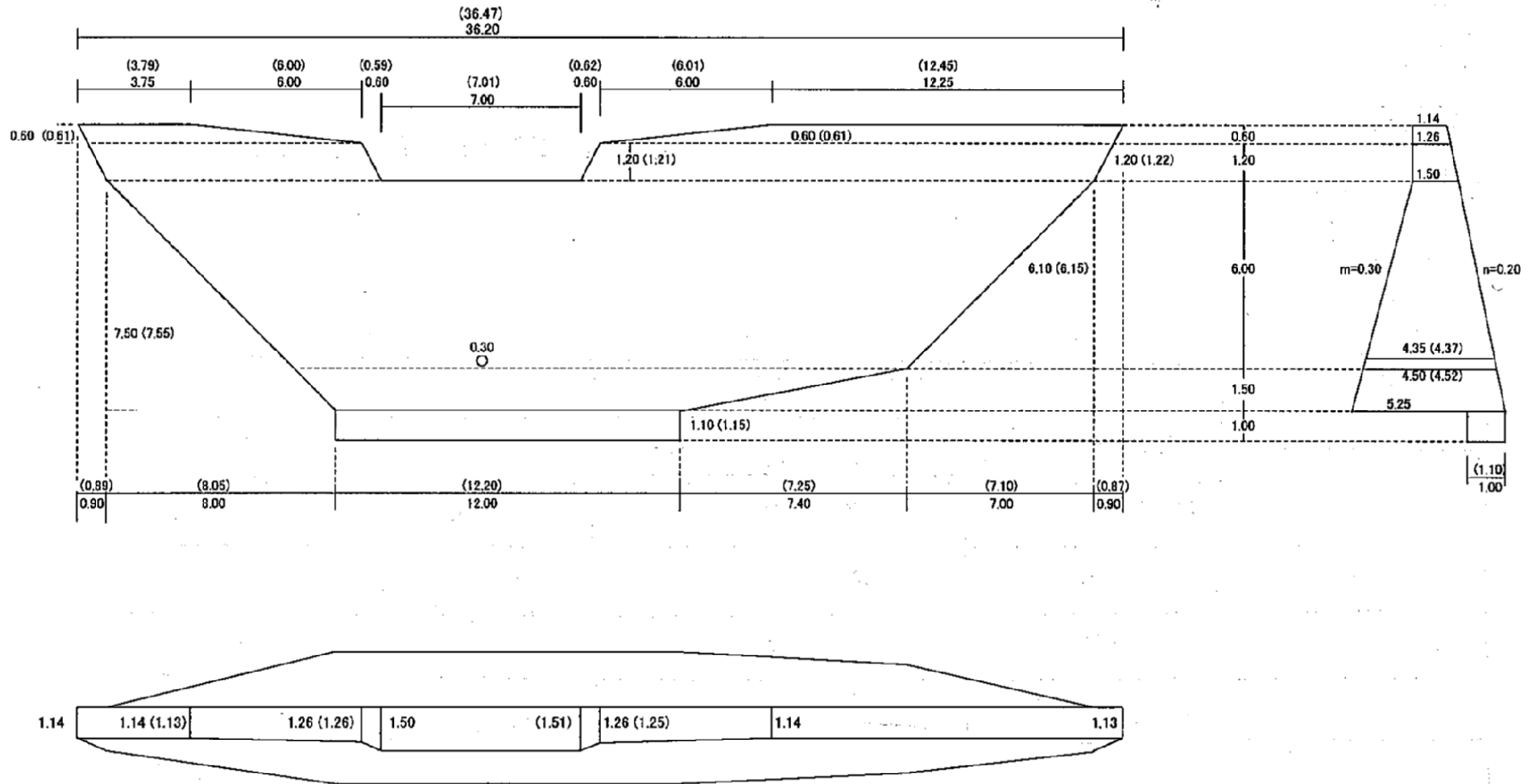
治山ダムコンクリート打設計画表及び実施表

ブロック 番号	計 画		実 行		
	体 積	月 日	月 日	体 積	伝票の体積
1 - ①	10.0m ³	8.11	8.12	10.5m ³	11.0m ³
2 - ①	52.6	8.16	8.17		
3 - ①	52.8	8.22	8.23 8.27	29.0 28.3	30.0 29.0
4 - ①	48.2	8.28	8.31	49.5	52.0
5 - ①	41.1	9.4			
6 - ①	14.2	9.10			
2 - ②	15.2	8.21	8.22	15.5	17.0
3 - ②	29.5	8.26	8.27	30.5	32.0
4 - ②	31.0	8.31			
5 - ②	29.2	9.6			
6 - ②	24.4	9.11			
間 詰	4.8	9.17			
計	353.0		8月末計	213.7	223.0
8 月 末	設計体積	208.3	過 不 足	+ 5.4	+ 14.7

(別図-2)

(記載例)

谷止工成果図



記載注意 設計数値の上段に実測値を赤書きとすること(本図は()で示す。

(別図-3)

(記載例)

山腹工成果図

			16
			0
	③	吹付工	1
①	③	5枚積苗工	2
		芝筋工	3
①	③		4
		強	5
植栽工	③	芝	6
		水路	7
①	③	工	8
	③	段積工	9
①	③		10
		土留工(コンクリート板)	11
①	③		12
		フリ	13
①	③	ム	14
		水路	15
①	③	工	16
			17
①	③		18
	③		19
①	③		20
		土留工(コンクリート)	21

施行面積 0.71ha

記載注意 土留工については別途成果図を作成すること

(別表-5)

(記載例)

山腹工出来形管理表

測点 No	土留工		水路工		積苗工		筋工	実播工	階段工	植栽工		法切工	備考	
	コンクリート	コンクリート板	ブリーム	張芝	五枚	段	人工芝	吹付		あまつ	やしやし			
0	m ²	m ²	m	m	m	m	m	m ²			本	本	m ²	
1							43.0	↑ 1,000 ↓					↑ 150.0 ↓	
2					44.4		44.4				22	22		
3							44.4							
4				↑ 37.2 ↓	44.3		44.3				22	22		
5									44.3					
6						47.2			47.2			23		23
7									47.2					
8						48.1			48.0			24		24
9							48.4							
10						48.4						24		24
11		(56.2m) 112.4m												
12			↑ 56.0 ↓			53.2		53.2			26	26		
13									53.2					
14					55.7		55.7			27	27			
15							55.7							
16					56.3		56.3			28	28			
17							56.3							
18					56.8		56.8			28	28			
19														
20							57.0				28	28		
21		(62.5m) 156.3m					57.0							
計	156.3	112.4	56.0	37.2	406.0	210.8	750.0	1,000		252	252	150.0		
設計 数量	156.3	112.4	56.0	37.0	400.0	210.0	750.0	1,000		250	250	150.0		
備考														